

ドラフト

データ保護執行手続きガイドライン

2018年データ保護法及び英国一般データ保護規則

2025年10月31日

目次

1 このガイドンスについて	5
1.1 本ガイドンスの適用範囲	5
1.2 本ガイドンスの地位	6
2 調査開始の判断方法	8
2.1 調査対象となる可能性のある情報源	8
2.2 調査開始の判断における考慮要素	9
2.3 情報収集	9
2.4 情報収集後の潜在的な結果	10
2.4.1 調査開始	10
2.4.2 問題解決のその他の手段	10
2.4.3 追加措置を講じない場合	11
3 調査中の対応について	13
3.1 調査開始について	13
3.2 調査の公表	14
3.3 調査中の ICO との連携	14
3.4 調査範囲の変更	15
3.5 第三者の関与	15
3.6 調査プロセスに関する懸念の申し立て方法	15
4 情報収集	16
4.1 情報通知	16
4.2 評価通知	20
4.2.1 評価通知発出を決定する際に考慮する要素	23
4.2.2 遵守期限の指定と緊急評価通知	24
4.2.3 評価通知に基づく検査・調査の性質	25
4.2.4 評価通知に基づく面談の性質	26
4.2.5 認定者による報告書	27
4.3 聴取通知	30
4.4.1 面接通知を発出するか否かを決定する際に考慮する要素	31
4.4.2 遵守期限の指定と緊急面談通知	31
4.4.3 面接通知に基づく面接の性質	32
4.4 立入検査権限	33
5 調査権限の制限	35
5.1 特権通信	35

5.2 自白拒否特権	36
5.3 機密情報の取り扱い	37
5.4 ジャーナリズム、学術、芸術または文学目的に関する特別目的の判断	38
6 調査結果の決定	39
6.1 当局の優先順位に基づく調査終了または他の手段による問題解決	41
6.2 措置の根拠なし	41
7 警告発出手続き	42
7.1 警告の発出	42
7.3 警告の効果	43
7.4 警告の公表	43
7.5 警告への異議申し立て	43
8 戒告の付与プロセス	44
8.1 戒告に関する意向通知及び意見陳述の機会	44
8.2 戒告の付与	45
8.3 戒告の公表	45
8.4 戒告への異議申し立て	46
9 執行通知の発出手続き	47
9.1 執行通知発出の判断における考慮要素	48
9.1.1 損害または苦痛の考慮	49
9.1.2 合理性と比例性	50
9.2 事前執行通知	51
9.3 遵守期限の指定と緊急執行通知	52
9.4 執行通知の発出	53
9.5 執行通知の公表	54
10 罰金通知の交付手続き	56
10.1 罰金通知発出の意向通知	56
10.2 罰則通知発出の意向通知に対する意見表明	57
10.3 口頭聴聞の手続き	58
10.4 罰金通知発出	59
10.5 罰則通知の公表	61
10.6 罰則通知の変更と取消し	61
10.7 罰金の回収	62
11 和解手続き	63
11.1 和解が適切な場合	63

11.2 事案の和解に関する要件.....	64
11.3 事案和解による割引適用	64
11.4 和解協議及び事案終結の手続き	65
11.4.1 意向通知前の和解.....	65
11.4.2 意向通知後・書面による意見提出前の和解.....	66
11.4.3 意向通知及び書面による意見表明後の和解.....	66
11.4.4 和解プロセスの結論.....	66
11.5 和解手続きからの離脱	67
11.6 和解中または和解後の公表.....	67
12 異議申し立ての権利.....	68

1 本ガイダンスについて

1. 情報コミッショナー（コミッショナー）は、英国一般データ保護規則（UK GDPR）および 2018 年データ保護法（DPA 2018）の監視と執行を担当する。
2. 本ガイダンスは、コミッショナーが英国 GDPR および DPA 2018 に定められた権限を用いて、一般的に調査を実施し、執行措置を講じる方法について説明するものである。
3. 単独法人として、英国 GDPR および DPA 2018 に基づく全ての正式な権限と義務はコミッショナーに帰属する。実務上、コミッショナーは情報コミッショナー事務局（ICO）の支援を受けている。ICO 職員はコミッショナーからの委任権限に基づいて行動する。本ガイドラインにおいて、英国 GDPR または DPA 2018 に基づく措置の文脈で「ICO」「我々」「当方」と記載されている場合、該当する箇所ではコミッショナーが措置を講じていることを指すものと理解すべきである。

1.1 本ガイダンスの適用範囲

4. 本ガイドラインは、主に英国 GDPR 及び 2018 年データ保護法（DPA 2018）の適用範囲内で個人データを処理する管理者（controller）または処理者（processor）を対象とする。本ガイドラインにおいて、英国 GDPR と DPA 2018 を総称して「データ保護法」と呼ぶ。本ガイドラインは、データ保護法の調査・執行のために我々が法的権限をどのように行使するか理解したい他の関係者にも参考となる可能性がある。
5. 本ガイダンスは、管理者または処理者がデータ保護法に基づく義務を履行していない、または履行していないと疑われる場合に、我々が通常どのように調査を行い、執行措置を取るかを示すものである。
6. ICO の調査権限及び執行権限は、英国 GDPR 第 58 条及び 2018 年データ保護法第 6 部に規定されている。¹ これらの権限により、当機関は情報収集、遵守状況の評価、必要に応じてデータ保護法令に違反する管理者または処理者に対する執行措置の実施が可能となる。²
7. 要約すると、我々の調査権限及び執行権限には以下が含まれる：
 - 管理者、処理者その他の関係者に対し、情報及び文書のプロバイダを提供することを要求すること³；
 - 管理責任者または処理責任者のデータ保護法遵守状況の評価を実施すること。これには、その施設に立ち入り、認定者による報告を求めることも含まれる；⁴
 - 個人に対し、事情聴取への出席と質問への回答を求める権限；⁵

¹ICO のその他の一般的な機能は、2018 年データ保護法第 3 部及び第 4 部に関連し、同法第 13 号別表に規定されている。また、同法第 15 号別表には、ICO の立入検査権限が定められている。なお、ICO の英国 GDPR 第 58 条に基づく機能は、2018 年データ保護法第 115 条に規定された保護措置の対象となることに留意せよ。

²特定の状況下では、2018 年データ保護法第 149 条第 3 項及び第 4 項に基づき、監視機関または認証プロバイダに対して執行措置を講じる場合もある。⁽³⁾

³2018 年データ保護法第 142 条（情報通知）。

⁴2018 年データ保護法第 146 条（評価通知）および第 129 条（合意に基づく監査）。

⁵2018 年データ保護法第 148A 条（面接通知）。

- 令状に基づく施設への立ち入り及び検査；⁶
 - 管理責任者または処理責任者が計画する処理業務がデータ保護法に違反する恐れがある場合、警告を発すること；⁷
 - データ保護法に違反した処理活動を行った管理者または処理者に対して戒告を与えること；⁸
 - 違反を是正するための適切な措置を講じるよう、管理者または処理者に対して執行通知を発する。または
 - 罰金通知を交付して罰金を科すこと。⁹
8. 英国 GDPR および 2018 年データ保護法に基づく職務を遂行し、規制措置を決定する際には、以下の主たる目的を考慮しなければならない：
- データ主体、管理者、その他の関係者の利益及び公共の利益を考慮し、個人データに対する適切な保護水準を確保すること。
 - 個人データの処理に対する公衆の信頼と確信を促進すること。¹⁰
9. 適切な措置を決定する際には、経済成長の促進の妥当性、状況に応じて関連するその他の法定義務（¹¹）、並びに公的機関として公平かつ合理的に行動する義務も考慮する。
10. 本ガイダンスは、2018 年データ保護法に基づく刑事犯罪の起訴には適用されない。ただし、データ保護法違反の可能性または刑事犯罪の調査のために当機関が行使し得る情報収集権限に関する法定ガイダンスを提供するものである。¹²

1.2 本ガイダンスの地位

11. 本ガイドラインは、公表日より、DPA 2018 および英国 GDPR に基づく調査権限および執行権限の行使に適用される。
12. 本指針は随時見直しを行う。法令や当機関の運用方針の変更を反映するため、随時改訂される可能性がある。
13. 本ガイドラインは、我々の執行に関する一般的なアプローチを示すものである。これは、調査権限及び執行権限を行使する際に本ガイドラインを考慮することを意味する。ただし、本ガイドラインは柔軟性を備える。

⁶2018 年データ保護法第 154 条及び別表 15。

⁷英国一般データ保護規則第 58 条(2)(a)及び 2018 年データ保護法第 13 表第 2 項(b)。

⁸英国 GDPR 第 58 条(2)(b)及び 2018 年 DPA 第 13 表第 2 項(c)。

⁹2018 年データ保護法 第 155 条。ICO のデータ保護罰金ガイダンスも参照のこと。

¹⁰2018 年データ保護法第 120A 条。

¹¹2015 年規制緩和法第 108 条及び 2018 年データ保護法第 120B 条の要件に基づき、これらは以下の事項の促進の望ましさ而言及している：競争促進の望ましさ；犯罪の防止、調査、発見及び起訴の重要性；公共の安全及び国家安全保障の保護の必要性；並びに、個人データの処理に伴うリスク及び結果、並びに当該処理に関する権利について認識が乏しい可能性があることから、児童の個人データは特別な保護に値する事実。

¹²例えば、2018 年データ保護法第 170 条に基づく個人データの不法取得罪、または同法第 171 条に基づく個人データの再識別罪が該当する。ICO の刑事権限については、[ICO 起訴方針声明（2018 年 5 月）](#)を参照のこと。

て設計されており、個別の事案の事情において正当な理由がある場合には、異なるアプローチを採用する
場合がある。

14. 本指針から逸脱する場合、その理由を説明するとともに、常に公正かつ合理的に行動する義務を遵守する。
15. 本ガイドラインは、法律そのものの確定的な表明でも、その代替物でもない。また、データ保護に関する他のガイドライン（データ保護罰金ガイドラインを含む）と併せて読むべきである。¹³
16. 本ガイドラインは「データ保護罰金ガイドライン」と併せて、2018年データ保護法第160条に定める規制措置に関するガイダンス、及び同法第133条に定める特権的通信に関するガイダンスを公表する法的義務を履行するものである。2018年11月に公表した「規制措置方針」に記載された従来の規制措置に関する法定ガイダンスに取って代わるものである。¹⁴

¹³情報コミッショナー：[データ保護罰金ガイダンス](#)、2024年3月。

¹⁴[規制措置方針 \(ico.org.uk\)](https://ico.org.uk)。

2 調査開始の判断基準

17. 我々はデータ保護法に基づき広範な任務と権限を有する。本節では、管理者または処理者による個人データの処理がデータ保護法に違反しているか否か、また違反している場合に適切な措置（ある場合）を判断するための調査開始決定プロセスに焦点を当てる。調査開始前の情報収集方法、ならびに調査開始以外の選択肢として選択し得る措置について説明する。また、調査を開始すると決定した場合、当機関は管理責任者または処理責任者にその旨を通知することを説明する。
18. 調査を開始するとは、ケース開始通知を送付することで管理者または処理者に通知したことを意味する（3.1 調査の開始を参照）。これには、調査開始に先立つ非公式な照会や、我々の政策・関与活動の一部となるものは含まれない。また、苦情を受け取り、その調査対象事項をどの程度調査するのが適切かを検討している状況も含まれない。¹⁵
19. 我々は、法定の義務と事案の具体的な状況を考慮し、規制権限の行使方法について事案ごとに判断する。全ての苦情や個人データ漏えい報告に対して調査を開始することはできず、またそうすることは比例原則に反する。資源を効率的かつ効果的に活用することが重要である。

2.1 調査対象となる可能性のある情報源

20. データ保護法違反の可能性に関する情報は、以下のような多様な情報源から得ている：
 - データ主体、市民社会、管理者または処理者、公共部門、業界団体からの苦情その他の情報；
 - 管理者または処理者からの個人データ漏えい報告または自主的な懸念表明；
 - メディア報道；
 - 内部告発者からの情報提供；¹⁶
 - 他の規制機関からの情報；または
 - 当機関による調査、監視、監査、および管理者または処理者との関与。
21. 我々は毎年数千件の苦情を受け取っている。個別の苦情が調査開始につながる場合もある。例えば、データ保護法への重大な違反が疑われる証拠が苦情に含まれる場合だ。¹⁷ 同様に、管理主体から毎年数千件の個人データ漏えい報告を受け取る。管理主体による漏えい通知が、必ずしも当該主体（またはその処理者）のデータ保護法違反を意味しない点は重要だ。ただし、漏えい報告が調査開始の契機となる場合もある。

¹⁵2018年データ保護法第165条(5)(a)。苦情処理の手順と結果に関する詳細は「[データ保護苦情申立て時のICO対応](#)」を参照のこと。ただし苦情は調査開始につながる可能性がある。

¹⁶内部告発に関する苦情の詳細情報については、以下を参照のこと：[ICOへの保護された開示 - 内部告発 | ICO](#)

¹⁷ICOがデータ主体から苦情を受けた場合、同機関は、苦情に対応するための適切な措置を講じ、苦情の結果を申立人に通知しなければならない（2018年データ保護法第165条参照）。適切な措置とは、ICOが「苦情の対象事項を、適切な範囲で調査すること」を意味する。これは、ICOが全ての苦情について調査を開始したり、法定権限を行使したりすることを要求するものではない（R (Delo) v Information Commissioner [2023] EWCA Civ 1141、パラグラフ80参照）。英国GDPRの序文141も参照のこと。

22. 苦情及び個人データ漏えい報告の傾向を監視し、特に懸念される分野を特定するとともに、人々に最も大きな危害リスクをもたらす問題に焦点を当てる。これにより、下記の要素に基づき規制介入の優先順位付けが可能となる。これには、違反の疑いがある場合の調査開始や、必要に応じた執行措置の実施が含まれる。このようにして、我々は資源を最大限に活用し、最大の効果を達成することを目指す。

2.2 調査開始の判断における考慮要素

23. 調査開始の可否及び措置内容の決定にあたっては、公的機関として公平かつ合理的に行動する義務を考慮し、様々な要素を総合的に判断する。

24. 一般的に考慮する主な要素は以下の通りである：

- 処理業務が人々に与える危害のリスク（必要に応じてデータ保護危害分類を参照）、および当該行為が継続中であるか否か¹⁸；
- 処理活動が英国全土の人々に及ぼす実際または潜在的な影響の規模、および規制介入が自己保護に追加支援を必要とする人々の権利保護に寄与するかどうか；
- 調査開始が経済成長の促進やコンプライアンス向上に寄与する程度（他者による類似行為の抑止や、データ保護法遵守に尽力する管理者・処理者の利益保護の必要性を考慮）。
- 調査開始が我々の戦略的目標をどの程度支援するか¹⁹；
- 調査開始に伴う資源的影響とリスク；
- 当該管理者または処理者が過去に規制措置を受けたことがあるか、あるいは本行為が繰り返されているか；および
- 他の規制当局が対応する方が適切かどうか。

2.3 情報収集

25. 調査を開始する前に、我々は通常、前述の問題点や要因に関する見解を構築するため情報収集を行う。これにより、調査開始やその他の措置の適否を判断する。措置を取らない場合でも、苦情や個人データ漏えい事例を活用し、将来の業務に資する知見を深められる。

26. 情報収集にあたっては、データ保護法違反の有無について先入観を持たずに臨む。特定した懸念事項が追加措置を必要とするか、必要とする場合どの措置が適切かを評価する。情報収集の詳細度や範囲は、事案の状況、人命保護のための緊急措置の必要性、問題の複雑性などに基づき、適切と判断される範囲で変動する。

27. 調査を開始する前には、通常、管理者または処理者に対し、自発的に情報を提供するよう求める。ただし、特定の状況下では、我々の法定権限を行使する場合がある。例えば、調査開始の判断において、リソースの効果的な優先順位付けや業務支援に役立つ場合などである。（第 4.1 項「情報通知」、第 4.2 項「評価通知」、第 4.3 項「面接通知」を参照。）

¹⁸ICO, [データ保護上の危害の概要とICO 分類体系](#), 2022年4月。

¹⁹ICO の戦略的目標は、[年次報告書](#)および [ICO25 戦略計画](#)に記載されている

28. 管理責任者または処理責任者に対し自発的な情報提供プロバイダを求める場合、通常は書面で行う。
29. 調査開始の判断に有益と判断した場合、管理責任者、処理者、または第三者（申立人など）との面会を求めることがある。管理責任者と処理者は、データ保護法に基づく義務に従い、我々との協力に応じることを期待する。²⁰ これには、初期評価段階での質問に対し正確な情報を提供することが含まれる。
30. 状況によっては、情報収集時に管理者や処理者と関与しない判断を下す場合がある。例えば以下のような場合だ：
 - 調査を開始するかどうかを決めるには、すでに十分な情報がある。
 - 調査をより迅速に進める根拠がある場合、または
 - 申立人の匿名性を保護することが重要となる可能性がある場合。²¹

2.4 情報収集後の潜在的な結果

31. 情報収集後の潜在的な結果には以下が含まれる：

- 調査を開始する；
- 調査以外の手段で問題解決を図る；または
- 追加措置を取らないこと。

2.4.1 調査開始

32. 調査を開始し実施する際のプロセス（法定情報収集権限の使用を含む）は、本指針の第 3 節から第 5 節に規定されている。調査の潜在的な結果は第 6 節で説明されている。各調査の状況に応じて、適切な措置を決定する。

2.4.2 問題解決のその他の手段

33. 調査を開始しない決定をした場合、他の手段で問題を解決しようとする。これには以下の措置の 1 つ以上が含まれる可能性がある：

- **管理責任者または処理責任者への懸念事項の通知：** データ保護法令への遵守状況について懸念があることを管理責任者または処理責任者に通知する場合がある。これは必ずしも法令違反を意味するものではないが、個人情報処理方法について懸念があることを通知するものである。また、データ保護法への遵守を確保するために、処理業務をどのように変更すべきかについての見解を示すこともある。管理者または処理者が懸念事項に対処する措置を講じない場合、将来的に調査を開始する決定につながる可能性がある。

²⁰英国 GDPR 第 31 条および 2018 年データ保護法第 63 条を参照のこと。

²¹ICO は、申立人からの匿名保持の要請を検討する。理想的には、申立人は苦情申立て時に匿名性を求めるべきである。ただし、調査対象者に申立人の身元を明かさずに初期評価を実施したり、執行措置を取ったりすることは現実的でない場合がある。内部告発者には追加の考慮事項が適用される可能性がある。参照：[ICO への保護された開示 - 内部告発](#)

- **管理責任者または処理責任者の予定する処理業務がデータ保護法に違反する可能性が高い場合の警告発出**：予定する処理業務がデータ保護法に違反する可能性が高いと判断した場合、我々は管理責任者または処理責任者に対して警告を発する権限を有する。²² その後、当該管理責任者または処理責任者が予定した処理を開始し、違反行為を行ったことが判明した場合、警告を無視した事実を、将来の執行措置（罰金額を含む）を検討する際の加重要因とみなすことがある。調査を開始した後も警告を発する可能性がある（第7節「警告発出の手続き」参照）。
 - **助言・勧告の提供、ガイダンスの公表、法定実務規範の改正、意見表明**：管理責任者または処理責任者が業務慣行を改善する方法について助言または勧告を行うことがある。ICO 監査への参加を提案することもある。²³ 情報収集の結果、さらなるガイダンスの提供や行動規範の改正が必要と判断される場合がある。例えば、データ保護法令の遵守方法について管理者や処理者に明確化を図るためである。収集した情報が個人データ処理に関する問題を浮き彫りにした場合、意見書で当方の見解を示すことが重要と判断することもある。²⁴
 - **コンプライアンス懸念の是正に関する確約の受諾**：正式な調査を開始する前に、管理責任者または処理責任者と協議し、コンプライアンスに関する懸念事項に対処・是正する機会を与えることがある。正式な調査を開始する代わりに、懸念事項を是正するために既に講じた、または近く講じる措置について、管理責任者または処理責任者からの確約を受け入れることに合意する場合がある。例えば、コンプライアンス改善措置の実施、被害者への損害賠償や苦痛への補償、ベストプラクティス促進のための ICO 監査受諾と結果公表などが含まれる。通常、管理責任者や処理責任者には、組織の上級代表者が署名した誓約書などの書面による保証を求める。こうした保証内容は公表され、管理責任者や処理責任者の遵守状況を監視する。
 - **問題の適切な対応機関への移管**：当該問題の対応が他の公的機関や規制当局により適切と判断される場合、当方は当該機関に問題を提起する。²⁵
 - **情報提供・啓発のための声明発表**：情報収集過程で特定した情報処理上の問題や慣行について、国民への情報提供や啓発を目的として声明を発表することがある。
34. 調査を開始せず他の手段で問題解決を図る場合、当機関は通常、管理者または処理者がデータ保護法に違反したか否かの判断を行わない。他の手段で問題解決を図った場合、当機関は取った措置を公表することがある。その場合、通常は公表前に管理者または処理者に通知する。

2.4.3 追加措置を講じない場合

35. 調査を開始しない、またはその他の措置を講じない決定を行う場合がある。これは以下の場合に該当する可能性がある：

²²英国一般データ保護規則（UK GDPR）第 58 条(2)(a)および 2018 年データ保護法（DPA 2018）第 13 表第 2 項(b)。

²³ICO は 2018 年データ保護法第 129 条に基づき合意に基づく監査を実施できる。詳細は「[監査 | ICO](#)」を参照のこと

²⁴ICO は、英国 GDPR 第 58 条(3)(b)及び 2018 年 DPA 第 115 条(3)(b)に基づき、英国 GDPR が適用される個人データの処理に関して意見を表明できる。2018 年 DPA 第 3 部及び第 4 部の処理に関する意見は、2018 年 DPA 第 13 表第 2 項(d)に基づき表明できる。コミッショナーの意見は当機関のウェブサイトで閲覧可能である：[情報コミッショナーの意見 | ICO](#)

²⁵例えば、デジタル規制協カフォーラム（DRCF）の他の規制当局、すなわち競争市場庁（CMA）、金融行動監視機構（FCA）、通信庁（Ofcom）などが含まれる場合がある。

- 入手可能な証拠に基づき、さらなる措置が正当化されるとは考えない場合。
 - 被害の規模が小さすぎて追加措置を正当化しない場合、または業務優先順位付けの基準に基づき追加措置が不適切と判断される場合；
 - 管理責任者または処理責任者が、我々が特定した懸念事項に対処するための適切な措置を既に講じていると認められ、追加措置が適切でないと判断した場合；または
 - 我々が対応する最適な立場にないと判断した場合（例：他の公的機関が対応する最適な立場にある、または既に調査中である場合）。
36. 追加措置を取らない決定をした場合、事前に情報提供を求めていた管理者または処理者に対しては、通常この結果を通知する。調査を開始しない、または追加措置を取らない決定の理由を説明する。将来的に調査開始を再検討する可能性のある状況についても説明することがある。また、申立人に対しても決定を通知することがある。申立人の個人データに関する苦情については、常にその結果を通知する。²⁶
37. 情報収集後に追加措置を取らない決定を、通常は公表しない。ただし、事案の具体的な状況に応じて例外を設ける場合がある。例えば、検討中の問題がメディアの憶測の対象となっており、我々の立場を明確にすべきと判断した場合だ。その場合、公表を決定した際には通常、事前に管理者または処理者に通知し、公表予定の文書の写しを提供する。

²⁶2018年データ保護法第165条(4)(b)。

3 調査中の対応

38. 本節では、調査中の流れについて説明する。調査の詳細を公表するタイミングを含め、我々が一般的に従う手順を要約する。

3.1 調査開始について

39. 調査を開始する場合、入手可能な証拠が調査開始に値すると判断し、当該問題が優先事項であると認めたことを意味する。ただし、調査開始は、管理者または処理者がデータ保護法に違反しているか、または違反を継続しているかについての見解を示したものではない。
40. 調査開始の決定は、適切な権限を委任された ICO 内の個人が、他の職員と協議した上で下す。通常、これは ICO の上級職員であり、調査を監督する（「上級リーダーシップ担当」）。
41. 調査の日常的な運営を担当するケースチームを設置する。ケースチームは指定されたケースリーダーが率い、調査期間中における管理者または処理者との主な連絡窓口となる。ケースチームは調査中に必要に応じて ICO 内の専門知識を活用する（例：法務部、経済分析部、技術部）。
42. 調査開始時には、通常、調査対象者に調査開始通知を送付する。通常は電子形式で、電子メール経由で送付する。
43. 調査開始通知には以下の詳細が記載される：
 - 担当窓口（ケースリーダー）の氏名と連絡先、および調査監督責任者である上級管理職の氏名；
 - 調査の範囲。これには、調査に関連するデータ保護法が課す具体的な法的義務、および管理責任者または処理責任者が違反していると疑われる、あるいは違反を継続していると疑われる事項が含まれる。
 - 当社の情報収集権限及び執行権限に関する情報；
 - 必要に応じて苦情の詳細（5.3 機密情報の取り扱い参照）
 - 調査の今後の手順と予定される期間。
44. 調査開始通知では、管理責任者または処理責任者に対し、調査に関する連絡窓口となる主たる担当者を選任するよう求める。
45. 調査開始通知の送付は、情報収集権限の行使と同時に行われる場合がある。例えば、情報通知や事前通知義務評価通知を調査開始通知と同時に送付することがある（第 4 章「情報収集」参照）。
46. 調査の有効な実施を妨げる恐れがある場合、調査開始通知の送付を遅らせることもある。例えば、立ち入り検査権限を行使することを決定した場合などである（第 4.4 節「立ち入り検査権限」参照）。
47. 場合によっては、調査を行った結果、管理責任者または処理責任者が英国 GDPR または 2018 年データ保護法（DPA 2018）に違反している、または違反を継続していると暫定的に判断するのに十分な情報を既に得ていることもある。その場合、調査開始通知の送付と同時に、または直後に、罰則通知または予備的執行通知を発出する意向を通知することがある。特に、緊急執行通知の発出が適切と判断した場合（第 9 条「執行通知発出手続き」参照）はなおさらである。

3.2 調査の公表

48. 調査対象者が調査開始通知を受領した後、我々は通常、調査を開始したことを当機構のウェブサイト
で公表する。ただし、調査開始の公表が不適切と判断される例外的なケースも存在する。例えば、以下
の場合である：
- 調査実施に支障をきたす恐れがある場合
 - 事案が特に機微なものである場合；または
 - 公表が第三者（申立人やデータ主体など）に悪影響を及ぼす可能性がある場合。
49. 当社ウェブサイトで公開する情報には、通常、調査対象の管理者または処理者の身元と事案の概要が
含まれる。また、調査開始は、当該管理者または処理者がデータ保護法に違反している、または違反を
継続していると結論付けたことを意味するものではない旨の声明も行う。
50. 管理責任者または処理責任者が個人である場合、通常この段階では調査開始を発表しない。
51. 調査対象者とは、調査開始発表文の文言について事前協議を行わない。公表前に声明文を提示し、
事実誤認や機密事項に関する意見表明の機会を与える。緊急性を要すると判断した場合は、通知期
間を短縮するか、事前通知なしに発表を行うことがある。
52. 発表内容が市場に影響を与える可能性がある場合、通常は英国市場の終了後に管理者または処理
者へ公表の意向を通知し、午前 7 時に当機構ウェブサイトで公表する。調査対象の管理者・処理者ま
たはその親会社が他国の上場企業であり、発表内容が市場に影響を与える可能性がある場合、可能
な限り当該国の取引時間中の公表を避けるよう努める。²⁷

3.3 調査中の ICO との連携

53. 調査は公平、透明、効率的かつ迅速に行う。事実関係を確定し違反の有無を判断するまでの期間は
事案ごとに異なる。調査対象の処理の複雑さや、管理者・処理者の協力度合いなど様々な要因に依
存する。²⁸
54. 情報収集（第 4 節参照）の評価結果から、管理者または処理者がデータ保護法に違反している、ま
たは違反を継続していると判断した場合、以下の措置を検討する：
- 予備的執行通知
 - 戒告または罰則通知の発出意向通知
55. これらの通知は暫定的な決定であり、違反に関する暫定的な調査結果と、執行措置を提案する理由を
明示するものである。
56. データ管理者または処理者が行う予定の処理がデータ保護法に違反する可能性があると判断した場
合、警告を発する可能性がある。前述の通り、調査を開始せずに警告を発する場合もある（第 7 節
「警告発出の手続き」参照）。

²⁷これには、可能な限り、調査対象が上場している取引所の延長取引時間中の公表を避けることも含まれる。

²⁸英国一般データ保護規則（UK GDPR）第 31 条及び 2018 年データ保護法（DPA 2018）第 63 条は、管理者と処理者が ICO の任
務遂行に協力することを義務付けている。

57. 調査の進捗状況については、通常、電話または書面で更新情報を提供する。ただし、罰則通知発出の意向通知を進めることを検討している場合、通常はその前に調査対象の管理者または処理者に、担当チームの代表者との面会機会を提供する（対面またはオンライン会議）。この面会では、当該事案に関する暫定的な見解（特定した懸念事項の概要を含む）を提示する。
58. 予備的執行通知の発出を検討している場合も、調査のこの段階で面談を提案することがある。面談の適否は、調査の性質や課す予定の要件に基づき、事案ごとに判断する。
59. 一般的に、戒告処分を科す意向通知を発出する前に面談を提案するのは、公平性の観点から必要となる特別な事情がある場合に限られる。
60. 予備的執行通知または執行意向通知の受領者は、書面による意見表明の機会を有する。場合によっては、聴聞に出席して口頭で意見を述べる機会も与えられる。警告、戒告、執行通知、罰金通知に関する意見表明の機会については、第 7 条から第 10 条に詳細が定められている。
61. 申し立て内容を検討した上で、我々は調査結果を確定し執行措置を講じるのが適切か判断する。以下の場合、この段階で執行措置を講じない決定をする可能性がある：
 - 違反の証拠が不十分である場合；
 - 他の手段で解決可能と判断した場合；または
 - 当該事項が優先課題でなくなった場合（情報収集後の潜在的な結果については第 2.4 節を参照）。

3.4 調査範囲の変更

62. 前述の通り、調査開始通知で調査範囲を明示する。新たな懸念事項が判明し調査が必要と判断された場合は範囲を拡大し、特定の側面の追及が不適切となった場合は範囲を縮小する。
63. 調査範囲を変更する場合、調査対象者に通知し、必要に応じて当機構のウェブサイトを更新する。

3.5 第三者の関与

64. 調査の結果によって直接影響を受ける第三者（申立人を含む）が存在する。また、第三者は問題点を指摘し関連情報を提供することで、調査において有益な役割を果たすこともある。
65. 当社は、調査を公平、透明かつ効果的に遂行するために適切と判断する範囲で、第三者を調査に関与させる。調査の過程において、進捗状況や情報提供を含む形で申立人と連携する場合がある。

3.6 調査プロセスに関する懸念の申し立て方法

66. 調査対象者が、調査開始後の手続きや案件の取り扱いについて不満がある場合、案件責任者または上級管理責任者に懸念を申し立てるべきである。

67. それ以外の場合は、当社のサービスに関する苦情については、[苦情処理方針](#)に従って申し立てるべきである。²⁹

4 情報収集

68. 我々は 2018 年データ保護法（DPA 2018）に基づき、職務遂行を支援する様々な情報収集権限を有する。これには、管理者または処理者がデータ保護法規制を遵守しているか、または遵守しているかを確認するための証拠の取得、および必要に応じて適切な執行措置を決定することが含まれる。
69. これらの権限には以下が含まれる：
- 情報通知を交付し、情報及び文書を取得すること；
 - データ保護法遵守状況の評価実施を要求する評価通知の交付；
 - 個人に対し、面談に出席し質問に答えることを求める面談通知の交付；および
 - 立入検査権限。
70. 正式な権限行使に加え、調査前または調査中に、管理責任者または処理責任者に対し自発的な情報提供を求める場合もある。データ保護罰金ガイダンスに明記されている通り、罰金賦課及びその金額を検討する際、当機関への協力は減軽要素とみなされる可能性がある。³⁰ これには、調査中の要請に対し、執行手続きを著しく迅速かつ効果的に終結させる対応が該当する。この協力は、法令で要求される管理者または処理者の通常の協力義務に追加されるものであり、それ自体が軽減要素ではない。³¹ これに対し、規制措置を遅延させる持続的かつ反復的な行為は、加重要素と見なされる可能性がある。³²

4.1 情報通知

71. 情報通知とは、我々の職務遂行を支援するため、情報または文書の提供を求める正式な書面による要請である。
72. 我々は、データ保護法に基づく職務遂行のために合理的に必要な情報または文書の提供を、管理者または処理者に要求することがある。³³ 情報通知を送付するために、調査を開始している必要はない。例えば、以下の状況において管理者または処理者に情報通知を発出することがある：
- データ保護法および関連する動向の遵守状況を監視する業務の一環として³⁴；
 - データ保護監査を実施する権限を行使する場合³⁵；

²⁹調査過程における当機関の手続きへの懸念表明は、2018 年データ保護法第 165 条に基づくデータ保護苦情申立権とは区別されるべきである。データ保護苦情申立に関する詳細は、当機関のガイダンス「[データ保護苦情申立時の ICO 対応について](#)」を参照のこと

³⁰ICO、[データ保護罰金ガイダンス](#)、2024 年 3 月、第 88 項。

³¹英国 GDPR 第 31 条および 2018 年データ保護法第 63 条を参照のこと。

³²ICO、[データ保護罰金ガイダンス](#)、2024 年 3 月、第 89 項。

³³2018 年データ保護法（DPA）第 142 条(1)(a)。

³⁴英国 GDPR 第 57 条(a)項及び(i)項、並びに 2018 年データ保護法第 13 表第 1 条(1)(a)項及び(h)項。

³⁵英国 GDPR 第 58 条(1)(b)及び 2018 年データ保護法第 115 条(6)。監査業務の詳細については [ICO ウェブサイトを参照のこと](#)。

- 議会または政府への助言プロバイダのため³⁶；または
 - 意見表明を行うため。³⁷
73. 管理責任者または処理責任者が英国に拠点を置いていない場合、我々は英国 GDPR 第 27 条に基づき指定されたその代表者に対して要請を行うことがある。³⁸
74. 我々はまた、以下の目的のために合理的に必要とする情報または書類の提供を、いかなる人物に対しても要求することがある：
- データ保護法違反の疑いがある特定の事案、または 2018 年データ保護法（³⁹）に基づく犯罪行為の疑いについて調査するため。
 - 個人データの処理が純粋に個人的または家庭内の活動の一環として行われているかどうかを判断するため。⁴⁰
75. 情報通知：
- その送付の法的根拠と、当社が要求する情報または書類が必要な理由を説明する。
 - 当社が要求する情報または書類、あるいはその両方を特定または説明する。
要求する情報または書類、またはその両方を特定または説明する；および
 - 管理責任者または処理責任者が情報または書類を提供すべき形式、場所、時期を明示する。⁴¹
76. また、情報通知に従わなかった場合の帰結と、受領者が異議申し立てを行う権利についても説明する。⁴²
77. 情報通知には、回答の提出期限を設定する。この期限を決定する際には、以下の点を考慮する：
- 要求される情報または文書の性質と量；
 - 情報提供を受ける側が利用可能なリソースの見込み；および
 - 調査の適時性やその他の規制措置の実施への影響。
78. 情報通知の受領者には、少なくとも
- 28 暦日以上の間を与えることが義務付けられている。⁴³ ただし、要求する情報が以下のいずれかに該当する場合、より長い期間を設定することがある：
- 大量である場合；

³⁶2018 年データ保護法第 115 条第 3 項(a)。

³⁷2018 年データ保護法第 115 条(3)(b)。

³⁸2018 年データ保護法第 142 条(9)。

³⁹2018 年データ保護法第 142 条(1)(b)(i)。該当する違反は、2018 年データ保護法第 149 条(2)に規定される種類の違反である。

⁴⁰2018 年データ保護法第 142 条(1)(b)(ii)。

⁴¹2018 年データ保護法第 142 条(3)。

⁴²2018 年データ保護法第 142 条(4)。

⁴³2018 年データ保護法第 142 条(5)及び 2009 年裁判所手続（第一審裁判所）（一般規制部）規則第 22 条(1)。

- 複雑である場合；または
 - 通知の受領者が入手困難な場合。
79. 情報通知で要求した情報・書類の一部については、他の情報よりも迅速な提供を求める場合がある（ただし 28 暦日未満の要求はできない）。例えば、一般的な企業情報や管理者・処理者のプライバシー・データ保護方針など、容易に入手可能な情報・書類が該当する。データ保護罰則ガイドラインに定める通り、執行手続きを著しく迅速・効果的に完了させる協力は、減輕要因とみなされる場合がある。⁴⁴
80. ほとんどの場合、事前に相手方と協議することなく情報通知を交付することは合理的かつ適切である。特に以下の状況では：
- 要求が単純なものである場合、または要求内容が受領者が保有していると認識されている標準的な情報・文書である場合。例えば、一般的な企業情報、売上高その他の財務情報、管理者または処理者のプライバシー・データ保護方針などである。
(データ保護影響評価、正当な利益評価、移転リスク評価、処理活動記録を含む)
 - 調査を開始する場合、または執行権限を行使する場合で、事前通知が適切でないと判断される状況。これは、管理者または処理者が情報または文書を破棄する可能性を懸念しているためである。
 - 管理責任者または処理責任者が既に自発的に情報を提供しており、その完全性および正確性を確認したい場合。
 - 以前に提供された情報の更新を求めている場合、特に質問内容が以前と同一または非常に類似している場合。
 - 複数の管理者または処理者に対して同時に同様の情報通知を行っているため、事前の協議は現実的ではない。
81. 特に指示がない限り、管理者または処理者は回答を電子形式で当方に送付すべきである。（回答に含まれる情報の機密性に関する申し立ての手続きについては、第 5.3 項「機密情報の取り扱い」を参照のこと）。
82. 情報通知の受領者に対し、特定の法的特権情報⁽⁴⁵⁾の提供を要求することはできない（第 5.1 項「特権通信」参照）。また、犯罪行為の自白を必要とする特定の情報の提供も要求できない（第 5.2 項「自己負罪拒否特権」参照）。⁴⁶
83. ジャーナリズム、学術、芸術、文学目的に関連する特別な目的のための個人データ処理に関する情報を、管理者または処理者に提供させることは、以下の場合にのみ可能である：
- 2018 年データ保護法第 174 条に基づく決定を行った場合、または

⁴⁴ICO、[データ保護罰金ガイドライン](#)、第 88 項。

⁴⁵2018 年データ保護法第 143 条第 3 項から第 5 項。また、議会両院の特権を侵害する範囲において、個人に情報の提供を要求することはできない（2018 年データ保護法第 143 条第 2 項）。

⁴⁶2018 年データ保護法第 143 条(6)から(8)。

- 当該決定を行う可能性があるとは合理的に疑う根拠があり、かつその決定を行うために当該情報が必要である場合に限る。⁴⁷
84. 状況によっては、管理者または処理者に対し、情報または文書の緊急プロバイダを要求する場合がある。⁴⁸ その場合、情報通知には情報の提供期限と緊急性の理由が明記される。情報通知交付後 24 時間以内に情報のプロバイダを要求することはできない。緊急プロバイダを要求する場合、事前に協議を行う可能性は低い。
85. 管理責任者または処理責任者に対し、情報または文書の緊急提供を要求することが適切とみなされる状況には、以下が含まれるがこれらに限定されない：
- 人への損害や苦痛を防止または制限する場合；
 - 個人データ漏えいまたはデータ保護法違反の疑いによる影響を軽減する場合；
 - 管理者または処理者が情報または文書を破棄または処分することを防止する場合；または
 - 当社に適用される法定期限その他の法的義務を履行する場合。
86. 緊急情報通知を発出するか否かを判断する際には、第 77 項及び第 78 項に定める要素も考慮する。
87. 情報通知の受領者は、指定された期限までに完全に遵守することが求められる。情報通知への対応に追加時間が必要と判断した場合は、速やかに当方へ申し出るべきである。いかなる状況においても、受領者は当方が設定した期限の延長を請求する理由を提示しなければならない。延長請求は個別に審査され、提示された理由を考慮すると同時に、調査やその他の規制措置の遅延を最小限に抑えることも勘案される。
88. 情報通知の全要求事項に従わない場合、我々は以下の措置を講じることがある：
- 評価通知を発出する（4.2 評価通知の項参照）
 - 面談通知を発出する（4.3 面談通知参照）
 - 情報通知に記載された情報・書類、または裁判所が必要と認めたその他の情報・書類の提供を義務付ける情報命令を裁判所に申請する（⁴⁹ 参照）；または
 - 情報通知への不遵守に対し、受領者に罰金を科す（第 10 条「罰金通知の交付手続き」参照）。⁵⁰
89. 我々は、以下の事項を含む不遵守の関連事情を考慮して、対応方法を決定する：
- 遵守しなかった理由；
 - 不遵守の程度；および
 - 調査の進展や職務遂行能力への影響。

⁴⁷2018 年データ保護法第 143 条(1)。第 5.4 節「特別目的に関する決定」を参照。

⁴⁸2018 年データ保護法第 142 条(7)。

⁴⁹2018 年データ保護法第 145 条。この目的における裁判所の管轄権は、2018 年データ保護法第 180 条に規定されている。

⁵⁰2018 年データ保護法第 155 条(1)(b)。ICO のデータ保護罰金ガイダンス、特に 61 項及び 68 項も参照のこと。

90. また、情報通知に従わない受領者に対する効果的な抑止力を確保する必要性も考慮する。これには、必要な情報を直ちに取得するための措置（例：特定施設への立入を許可する評価通知の交付、聴取通知の交付、裁判所への情報命令申請）が含まれる場合がある。さらに、不遵守に対して罰金を科すこともある。
91. 情報通知の受領者は、回答において適切かつ正確な情報を提供しなければならない。合理的な理由なくこれを行わない場合、我々は執行措置を講じ罰金を科す可能性がある。さらに、以下の行為は刑事犯罪となる：
- 情報提供命令への回答において、重要な点で虚偽の陳述を故意または過失をもって行うこと⁵¹）；または
 - 情報通知の範囲内の情報または文書を、破壊、廃棄、隠蔽、妨害、または改ざんすることにより、意図的に我々が閲覧またはプロバイダから提供を受けることを妨げること。⁵²
92. したがって、情報通知の受領者は、回答を提出する前に、提供情報の完全性と正確性を慎重に確認すべきである。また、すべての質問に対して回答し、要求された形式で提供していることを確認しなければならない。特に、当方は受領者に対し、指定された形式で書面による情報または書類の提供を求める場合がある。例えば、文書形式（.docx）での情報提供や、数値情報のスプレッドシート形式（.csv または.xlsx）での提出を求める場合がある。
93. 情報通知の受領者は、審判所に不服申立てを行うことができる。⁵³ 不服申立てを行った場合、当該申立ての決定または取り下げが行われるまでは、緊急性を要する情報の提供を当方が要求していない限り、通知で求められた情報を提供する必要はない。⁵⁴ 緊急情報通知の受領者は、裁判所に対し、緊急性に関する記載の適用除外または通知遵守期限の変更を申請することができる。⁵⁵
94. 我々は、情報通知をいつでも取り消すことができる。その決定を書面で通知先に確認すればよい。⁵⁶
95. 情報通知を発出したことを公表することは通常ない。ただし、公表が適切と判断される場合がある（例：公共の利益にかなうと判断した場合、または業務進捗に関する最新情報を提供する場合）。

4.2 評価通知

96. 評価通知とは、管理者または処理者に対し、データ保護法への遵守状況について当庁が評価を実施することを許可するよう求める正式な書面通知である。⁵⁷ これは調査権限であり、指定された施設に立ち入り、文書・情報・機器・その他の資料を検査することを可能とする。また、認定された者による報告書の作成を要求することも可能である。

⁵¹2018年データ保護法第144条。

⁵²2018年データ保護法第148条。

⁵³2018年データ保護法第162条。異議申し立て手続きの詳細については、「[裁判所手続（第一審裁判所）（一般規制部）規則](#)」を参照のこと

⁵⁴2018年データ保護法第142条(6)及び(7)。

⁵⁵2018年データ保護法第164条。

⁵⁶2018年データ保護法第142条(8)。

⁵⁷2018年データ保護法第146条(1)。

97. 我々はデータ保護法に基づく全権限において、評価通知を広く行使する裁量権を有する。⁵⁸ したがって、管理者または処理者に対して評価通知を発出するために、調査を開始する必要はない。例えば、我々は以下の権限行使において評価通知を利用し得る：
- 監査業務の一環としてデータ保護監査を実施すること；⁵⁹
 - 議会または政府への助言提供；⁶⁰ または
 - 意見表明を行う場合。⁶¹
98. 特別な目的のための個人データ処理について、管理者または処理者に評価通知を発出することはできない。⁶²
99. 我々は、管理者または処理者に評価実施のための施設立ち入りを許可させることは重大な措置であることを認識している。したがって、我々は裁量権を行使し、関連する全ての状況を考慮した上で、適切かつ均衡の取れた方法で評価通知を発出し、管理者または処理者に求める措置を決定する。
100. 評価通知では、管理責任者または処理責任者に対し、我々の活動を支援するため、以下のいずれかまたは複数の措置を講じるよう要求することがある。⁶³ これらは以下の通りである：
- 指定された施設への立ち入りを許可すること
 - 当該施設内の特定文書を当方に提示すること；
 - 当社が施設内の機器を使用して閲覧可能な特定情報を閲覧するのを支援すること。
 - 当社からの要請に応じ、以下の書類の写し（当社が指定する形式で）を提供する：
 - 管理者または処理者が指示する文書
 - 管理者または処理者が閲覧を許可した情報
 - 施設内の指定された機器またはその他の資料を当社に指示すること；
 - 文書、情報、設備、または資料を検査または検証することを許可すること；
 - 当該書類、情報、設備または物品に関する説明を提供すること；
 - 施設内で行われる個人データの処理を当社が観察することを許可すること；
 - 管理者の代理で個人データを処理し、かつ面談に応じる意思のある、特定の条件を満たす者を、指定した人数分、面談のために用意すること。

⁵⁸[Leave.EU and Eldon Insurance v Information Commissioner](#) [2021] UKUT 26 (AAC) 判決、112 項を参照のこと。

⁵⁹英国一般データ保護規則第 58 条(1)(b)項及び 2018 年データ保護法第 115 条(6)。[監査業務の詳細については ICO ウェブサイトを参照のこと。](#)

⁶⁰2018 年データ保護法第 115 条(3)(a)。

⁶¹2018 年データ保護法第 115 条(3)(b)。

⁶²2018 年データ保護法第 147 条(5)。特別目的に関する決定については第 5.4 節を参照のこと。

⁶³2018 年データ保護法第 146 条第 2 項。第 146 条第 2 項におけるコミッショナーへの言及は、コミッショナーの職員及びスタッフへの言及を含む（2018 年データ保護法第 146 条第 3 項参照）。

- 承認された者が報告書を作成し、当社に提出する手配を行うこと。⁶⁴
101. 評価通知において、管理責任者または処理責任者が講じるべき措置を説明する。評価通知には、これに従わなかった場合の帰結（第 108 項参照）および通知に対する不服申立ての権利に関する情報も記載する。⁶⁵
 102. 処理者に対して評価通知を発出する場合、合理的に実行可能な範囲で、当該処理者が個人データを処理する各管理者にも通知の写しを提供する。⁶⁶
 103. データ保護法に関連する法的助言や訴訟に関連する場合、評価通知の受領者に対し、特定の法的特権情報（特権通信に関する第 5.1 項参照）の提供を要求することはできない。⁶⁷したがって、我々は当該法的特権情報またはこれを含む文書を審査・検査しない。ただし、第 5.1 項で説明した通り、評価実施時に審査・検査可能な法的特権情報も一部存在する。法的特権を理由に情報・文書の審査権限の有無が争われた場合、ICO から独立した弁護士による資料審査の手配を検討する。
 104. 我々は、評価を実施する際に、個人データ（特別な種類の情報及び犯罪歴情報を含む）や商業的に機密性の高い情報を含む機密情報を検査・閲覧する必要がある可能性があることを認識している。状況によっては、個人の健康状態や社会福祉サービスの提供に関する文書を閲覧する必要がある場合もある。その場合、我々は検査または複写する情報の量を最小限に抑えるよう努める。これは、管理者または処理者がデータ保護法に準拠しているか、または準拠しているかどうかを評価するために必要な範囲に限定する。機密情報の開示範囲については厳格な規則が適用される（5.3 機密情報の取り扱い参照）。
 105. 管理者または処理者が公式情報、秘密情報、最高機密情報にアクセスする可能性が高い場合、評価に立ち会う ICO 職員には適切な国家安全保障審査を受けた者を必ず含める。⁶⁸ 評価通知を受けた管理者または処理者は、通知に記載された要件の履行に公式情報・秘密情報・最高機密情報の検査・閲覧が伴う可能性がある場合、通知受領後合理的に可能な限り速やかに当方へ通知することを求める。
 106. 評価通知に基づく評価の結果は、我々が実施する機能によって異なる。調査の文脈で評価通知を発出する場合、取得した情報は当該調査の参考資料として活用され、執行措置の可否判断に役立てられる。評価過程で収集した情報は、関連性に応じて、執行意向通知、事前執行通知、警告、戒告、執行通知、罰金通知などに含まれる。
 107. 監査業務の一環として評価通知を発出した場合、得られた情報は監査結果を記載した監査報告書の一部を構成することがある。監査報告書は管理者または処理者に提供し、通常は要約版を当機関のウェブサイト（⁶⁹）で公開する。その他の職務において評価通知を発出する場合、評価過程で得た情報

⁶⁴面接に提供される者の数は、面接を受ける意思のある者の数を超えてはならない。2018 年データ保護法第 146 条(2)(i)項を参照せよ。

⁶⁵2018 年データ保護法第 146 条(5)。

⁶⁶2018 年データ保護法第 146 条(11)。

⁶⁷2018 年データ保護法第 147 条第 2 項から第 4 項。また、当該行為を要求することが議会両院のいずれかの特権の侵害を伴う場合には、個人に何かを要求することはできない（2018 年データ保護法第 147 条第 1 項）。

⁶⁸セキュリティ審査に関する情報は以下で入手可能である：[United Kingdom Security Vetting](#)。ICO は、2000 年情報自由法第 23 条(3)で指定された機関に対して評価通知を発出できない（2018 年データ保護法第 147 条(6)(a)参照）。これらは保安事項を扱う機関であり、例えば保安局、政府通信本部、国家犯罪対策庁などである。

⁶⁹参照：[監査 | ICO](#)。

は、当該業務の結果公表時に適切に含めることがある。例えば議会や政府への助言の一環として、または意見表明を行う場合などである。いずれの場合も情報の機密性を考慮する。

108. 評価通知の要求事項に従わない場合、我々は以下の措置を講じることがある：

- 裁判所に対し令状の発付を申請する⁷⁰；または
- 評価通知への不遵守に対し、対象者に罰金を科す執行措置を取る（罰金通知の手続きについては第 10 条を参照）。⁷¹

109. 我々は、遵守不履行の関連事情を考慮して対応方法を決定する。これには、遵守不履行の理由、その程度、及び我々の調査の進展や職務遂行能力への影響が含まれる。また、評価通知を遵守しない管理者や処理者に対する効果的な抑止力を確保する必要性も考慮する。これにより、必要な情報を取得するため、裁判所に対し令状を申請し、特定施設に立ち入り情報を取得する即時措置を講じる場合がある。⁷² 評価通知への不遵守に対して罰金を科すほか、面接通知（第 4.3 節「面接通知」参照）を発出するなど、必要な情報を取得するための他の措置を講じる場合もある。

110. 評価通知の受領者は、通知に記載された要件を確実に満たさなければならない。評価通知で要求される情報、文書、機器、資料を（該当する場合）破壊、廃棄、隠蔽、妨害、改ざんすることにより、当方がそれら閲覧、プロバイダ、指示することを故意に妨げる行為は刑事犯罪となる。⁷³

111. 評価通知の受領者は、審判所に不服申立てを行うことができる。⁷⁴ 不服申立てがなされた場合、当方が緊急に情報を要求していない限り、管理責任者または処理責任者は、不服申立ての決定または取り下げまでの間、通知の要件に従う必要はない。⁷⁵ 緊急評価通知の受領者は、裁判所に対し、緊急性に関する記述の適用除外または通知への遵守期限の変更を申請することができる。⁷⁶

112. 我々は通常、評価通知を発出したことを公表しない。ただし、公表が適切と判断される場合がある（例：公共の利益にかなうと判断した場合、または作業進捗に関する最新情報を提供する場合）。

4.2.1 評価通知発出を決定する際に考慮する要素

113. 管理者または処理者に対して評価通知を発出するかどうかを決定する際、我々は様々な要素を考慮する。以下の状況では、評価通知を発出する可能性が高くなる：

- 情報通知では必要な証拠を入手できない可能性が高い場合（例：設備の検査や施設内での個人データ処理の観察が合理的に必要と判断される場合）。処理業務が複雑である場合や、要求する情報が技術的・組織的措置の実施に関連する場合には、この可能性が高くなる。

⁷⁰2018 年データ保護法第 154 条及び第 15 表第 2 項（評価通知に関連する令状の発出）。第 4.4 項「立入検査権限」を参照。

⁷¹2018 年データ保護法第 155 条(1)(b)。ICO のデータ保護罰金ガイダンス、特に第 61 項及び第 68 項も参照のこと。

⁷²参照：2018 年データ保護法（DPA）第 15 表第 5 条第 3 項。

⁷³2018 年データ保護法第 148 条。

⁷⁴2018 年データ保護法第 162 条。異議申し立て手続きの詳細については、[裁判所手続（第一審裁判所）](#)（[一般規制部](#)）規則を参照のこと

⁷⁵2018 年データ保護法第 146 条(7)。

⁷⁶2018 年データ保護法第 164 条。

- 管理者または処理者が、必要な情報の自主的な提供や立入検査の許可を拒否した場合。緊急の対応が必要な場合や重大な欠陥が疑われる場合を除き、通常は評価通知を发出する前に、管理者または処理者に対し、必要な情報の提供や立入検査への協力の意思を確認する。
- 管理責任者または処理責任者が、同一の事項に関する情報通知、または過去の別の事項に関する情報通知に完全に従わなかった場合。
- データ保護法令への重大な違反が疑われる場合、特にその違反が継続しているように見える場合、または当該管理者または処理者に対し、その意図する処理について以前に警告を発したことがある場合。このような状況では、我々は管理者または処理者に対し、評価通知に記載された要件の一部または全てを緊急に遵守するよう要求することがある（4.2.2 項「遵守期限の指定と緊急評価通知」参照）。
- 執行通知の遵守状況に関する証拠を収集する必要がある場合。管理責任者または処理責任者が執行通知の要件を遵守していない、または遵守していない可能性があるとの懸念がある場合、我々はより評価通知を发出する可能性が高い。例えば、そのような遵守違反に関する苦情を受領した場合などが該当する。
- 複数の管理者または処理者による類似の処理を評価しており、対応の一貫性を図りたい場合。

4.2.2 遵守期限の指定と緊急評価通知

114. 評価通知の各要件について、管理責任者または処理責任者が遵守すべき期限または期間を明示する。⁷⁷
115. 通常、評価通知の要求事項への遵守には、管理者または処理者に少なくとも 28 暦日の猶予期間を与える必要がある。⁷⁸
116. 可能な限り、正式に通知する前に、管理者または処理者に評価通知の草案を事前に提供しよう努める。これにより、評価通知が適切に対象を絞り込み、十分な明確性を備え、受領者が提案された期間内に要件を満たせるようにする。
117. 草案形式で評価通知を交付する場合、管理責任者または処理責任者が草案通知に記載された提案要件について意見を述べるための合理的な期間を設ける。特にこれには、指定された施設への立入を許可する要件の遵守期限、面談のために提供を要求する人物の対応可否、および該当する場合、認定者による報告書の提出期限に関する意見が含まれる。
118. 我々は評価通知案に対する意見を考慮し、管理責任者または処理責任者に通知する前に最終評価通知を修正することが適切かどうかを判断する。
119. 場合によっては、管理責任者または処理責任者に対し、評価通知の要求事項を緊急に遵守するよう求めることがある。その場合、評価通知には遵守期限と緊急性の理由が明記される。緊急時には、やむを得ない理由がない限り、評価通知案の事前提供は行わない。
120. 以下の場合には、管理者または処理者に対し、7 日以内に評価通知への遵守を求めることがある：

⁷⁷2018 年データ保護法第 146 条第 4 項。

⁷⁸2018 年データ保護法第 146 条(6)及び 2009 年裁判所手続（第一審裁判所）（一般規制部）規則第 22 条(1)

- データ保護法への違反、または 2018 年データ保護法（DPA 2018）違反行為の発生・継続を合理的に疑う根拠がある場合⁷⁹；
- 評価通知に国内施設が特定されていない場合⁸⁰；かつ
- 当該通知の受領者が 7 日以内に要求事項を遵守することが必要であると我々が判断した場合。⁸¹

121. 違反や犯罪の疑いを合理的に疑う根拠がない場合、または評価通知が国内施設を特定している場合、緊急要件への遵守を要求できる最短期間は 7 日間である。
122. 審査通知には緊急性の理由が説明され、該当する場合、疑われる不履行または違反の性質が示される。⁸²
123. 我々が管理者または処理者に対し、評価通知への緊急遵守を要求することが適切と考える状況には、以下が合理的に必要とされる場合が含まれる：
- 人への損害や苦痛を防止または制限する場合
 - 個人データ漏えいまたはデータ保護法違反の疑いの影響を軽減すること。特に、疑われる違反が深刻である可能性が高いと懸念される場合。
 - 情報、文書、機器、資料の破壊または廃棄を防ぐこと；
 - 遵守義務違反の疑いがある場合、執行通知の要件遵守状況を評価するため；または
 - 当社に適用される法定期限その他の法的義務を履行する場合。

4.2.3 評価通知に基づく検査・調査の性質

124. 評価通知に基づく検査・調査の実施にあたっては、2018 年データ保護法（DPA 2018）の要件に従い、関連する場合、内務省の立入権限に関する実務規範（⁸³）を考慮する。
125. 我々は、評価通知に基づく立入権限を合理的な時間帯に行行使する。合理的な時間帯の判断は、管理者または処理者の通常の業務慣行に基づいて行う。⁸⁴
126. 当方が施設に到着した際、評価を主導する権限を有する者は、要求があった場合に占有者に対し以下を示す：
- 身分証明書の提示；
 - 査定通知；および

⁷⁹2018 年データ保護法第 146 条(9)(a)。該当する違反行為は、2018 年データ保護法第 149 条(2)に規定される種類の違反である。DPA 2018 に基づく犯罪には、情報及び文書の破壊または改ざん（DPA 2018 第 148 条）、個人データの不法取得または開示（DPA 2018 第 170 条）、および匿名化された個人データの不法な再識別（DPA 2018 第 171 条）が含まれる。

⁸⁰2018 年データ保護法第 146 条(9)(c)。

⁸¹2018 年 DPA 第 146 条(9)(d)。

⁸²2018 年データ保護法第 146 条(8)(b)、(9)(b)及び(9)(e)。

⁸³内務省、[立ち入り権限：実務規範](#)、2014 年 12 月。

⁸⁴内務省、[『立入権限：実務規範』](#)、2014 年 12 月、第 13.1 項。

- 立入検査権限を行使する権限の証明。
127. 複数の者が施設に立ち入ることを許可される場合がある。立ち入る者の人数は、状況に応じて合理的かつ均衡のとれたものと判断される範囲内とする。⁸⁵
128. 管理者または処理者は、当社の評価期間中、法律顧問を施設に同席させることができる。評価実施の意図について7暦日以上 の事前通知を行った場合、同席予定の法律顧問は当社の到着時に既に現場にいることが求められる。我々は、彼らの到着を待たずに立入検査を開始する。管理責任者または処理責任者に事前通知を行っておらず、かつ施設内に社内法律顧問がいない場合、法律顧問の到着まで合理的な時間待機することがある。
129. 評価中の検査・調査の内容は、個々の事情と評価通知に記載された要件によって異なる。⁸⁶ また、当社が指示した文書や閲覧支援を受けた情報の写し作成を、管理者または処理者に要求できる。⁸⁷
130. 当該審査中、管理責任者または処理責任者は我々に対し合理的な協力を提供することが求められる。⁸⁸ この協力には、例えば施錠された扉や容器の開放、パスワード保護された情報へのアクセス用パスワードの提供などが含まれる。

4.2.4 評価通知に基づく面談の性質

131. 我々は、管理者の代理で個人データを処理する特定の条件に該当する者を、管理者が面談に提供することを要求できる。⁸⁹ 面談に提供される者は、面談を受ける意思がある者でなければならない。我々は、評価通知の権限を用いて、者に面談を受けることや質問に答えることを強制することはできない。者に質問に答えることを要求できるのは、面談通知（4.3 面談通知を参照）を用いた場合のみである。
132. 我々は、評価の過程で面接を実施する。これにより、管理者または処理者が個人データをどのように処理しているかを理解し、データ保護法規制を遵守しているか、または遵守しているかどうかを評価する。
133. 可能な限り、審査前に面接対象者を事前に合意し、面接スケジュールを調整する。対象者への面接通知と準備時間の確保は、管理者または処理者の責任である。我々は事前に、対象者と議論したいピットクの一覧を提供するよう努める。これには以下に関する質問が含まれる可能性が高い：
- 処理される個人データの内容
 - 処理方法（管理責任者または処理責任者が実施している技術的・運用上の措置を含む）
 - 当該処理の目的
134. 状況や環境に応じて、対象者のデスクまたは別室で面談を実施する。地理的条件、勤務形態、対面参加に必要な費用・時間を考慮し、オンライン面談の実施に合意する場合もある。その他必要な合理的な調整も検討する。

⁸⁵内務省、[立入権限：実務規範](#)、2014年12月、第9.1項。

⁸⁶2018年データ保護法第146条(2)。

⁸⁷2018年データ保護法第146条(2)(d)。

⁸⁸内務省、[立入権限：実務規範](#)、2014年12月、第18.1項。また、英国GDPR第31条における管理者及び処理者、並びに該当する場合その代表者が、情報コミッショナーの要請に応じて協力する義務にも留意せよ。2018年データ保護法第63条も参照せよ。

⁸⁹2018年データ保護法第146条(2)(i)。

135. 通常は個人面接を行う。ただし、適切と判断され、評価に支障がない場合、複数人同時面接を認めることもある。面接は任意参加であるため、被面接者が法律顧問や評価通知を受領した管理者・処理者の代表者を同伴する必要はない。ただし、同伴を希望する場合、評価を不当に遅延させない限り、これを妨げない。したがって、同伴の要請は面接日程調整時に申し出ることを求める。
136. 特に緊急評価を実施する場合など、状況によっては、事前に管理者または処理者に面談対応を要請すべき全関係者を特定できないことがある。その場合、評価期間中に面談を手配するか、後日実施することで合意を図る。面談対応を要請する権限は、管理者または処理者に文書・情報・機器の説明提供を要求する権限とは別個のものである。⁹⁰
137. 面談時は、質問内容と回答を録音するか、メモを取る。審査終了後、録音記録、文字起こし、または面談メモの写しを提供し、回答者に対し、内容の正確性を書面で確認するよう求める。

4.2.5 認定者による報告書

138. 審査通知において、管理者または処理者に対し、承認された者（⁹¹）に特定の事項に関する報告書を作成させ、当方に提出するよう求める要件を含めることがある。⁹²
139. その場合、我々は以下の事項に関する特定の条件を要求することがある：
- 報告書の作成方法；
 - 報告書に記載すべき事項；
 - 報告書の提出プロバイダ；および
 - 報告書を完成させるべき期限。⁹³
140. 管理者または処理者は、審査通知で指定された期間内に報告書を作成する者を指名しなければならない。⁹⁴ 管理者または処理者は、指名した者が適任であると考えられる理由を説明すべきである。
141. 指名された人物が適切であると我々が認めた場合、管理者または処理者に対してその承認を通知する書面を送付する。⁹⁵
142. 指名された人物が適切でないと判断した場合、我々は管理者または処理者に書面による通知を送付する。その内容は以下の通りである：
- 報告書の作成者として指名された者を承認しない旨を通知する
 - 決定理由を通知する；および
 - 当社が報告書作成に適任と判断した者を承認する。⁹⁶

⁹⁰2018年データ保護法第146条(2)(g)。

⁹¹「承認された者」とは、報告書に関して、2018年データ保護法第146A条に基づき報告書の作成を承認された者を指す（2018年データ保護法第146条(11)）。

⁹²2018年DPA第146条(2)(j)及び(k)。

⁹³2018年データ保護法第146条(3A)。

⁹⁴2018年データ保護法第146A条(2)。

⁹⁵2018年データ保護法第146A条(3)。

⁹⁶2018年データ保護法第146A条第4項。

143. 管理責任者または処理責任者が、審査通知で定められた期間内に適任者を指名しない場合、我々は適任と判断した者を承認し、書面による通知で当該組織に通知する。⁹⁷
144. 管理責任者または処理責任者は、取り決めに基づき承認者の報酬および経費を支払う義務を負う。⁹⁸
145. 承認者報告書の作成に関する具体的な要件（当方と承認者間の連絡方法や頻度を含む）は、個別に判断する。通常、最終報告書を受領する前に、任命条件案の審査機会を求め、報告書草案への意見表明を求める。

承認者が報告書を作成する義務を課す評価通知を発出するか否かを決定する際に考慮する要素

146. 承認された人物に報告書の作成を義務付ける評価通知を発出するか否かを決定する際、当社は以下の要素を関連性に応じて考慮する：
- 報告書が、特定事項の特定・理解・評価に役立つかどうか。例えば：
 - データ保護法に違反している可能性があると思われる個人データの処理の性質と範囲を理解すること。
 - 個人データを保護するために講じられたセキュリティ対策の評価
 - 管理者または処理者が、我々が要求する情報を提供できる能力と意思があるか、あるいは以下の理由により提供しない可能性が高いか：
 - 協力の欠如；
 - 適切なスキルやリソースの不足；または
 - 記録管理や管理情報システムの不備に起因する問題；
 - 調査対象の管理者または処理者が、関連する全ての情報を提供したか、あるいはデータ保護法違反の疑いについて十分に詳細な情報を得られていないか；
 - 管理者または処理者が、既存の報告書を全部または一部プロバイダしていないか、提供した報告書が限定的または不十分であるか、あるいは独立した報告書が有益である場合（例：特定のデータを独立した第三者が検証する必要がある場合）。
 - 当該事項が技術的に十分に複雑であり、必要な時点で我々が保有していない専門的スキルや資源を要するか否か；
 - 他の権限を行使する方が適切かどうか；
 - 報告書が、データ保護法令への遵守状況の評価、または管理者もしくは処理者が遵守達成のために講じた措置の監視に役立つかどうか；
 - 報告書が、データ保護法令への違反リスクの評価・監視・理解、および当該リスクの防止・制限・軽減策の検討に役立つかどうか。
 - 報告書の作成にかかる潜在的な費用と、その費用が管理者または処理者に与える影響を、報告書の潜在的な利益と比較した場合の評価。

⁹⁷2018年データ保護法第146A条(5)。

⁹⁸98 2018年データ保護法第146条(11A)。

147. 評価通知では通常、管理者または処理者に報告書作成者を指名する期限として 28 日間を付与する。ただし、場合によっては、承認された人物による報告書作成の要件をより緊急に遵守するよう管理者または処理者に求めることがある（上記 119123 項参照）。
148. 我々は、下記に掲げる要素を考慮し、指名された者の適格性を評価する（報告書の作成に承認された者の適格性を判断する際に考慮する要素）。指名された者を承認する場合、当方は管理者または処理者に書面で通知する。承認しない場合は、その理由を説明するとともに、同時に報告書作成のために承認した者を管理者または処理者に通知する。管理者または処理者が指名期限までに者を指名しなかった場合、当方は報告書作成のために承認した者を管理者または処理者に通知する。

報告作成の適格性を判断する際に考慮する要素

149. 承認者の適格性を判断する際、我々は以下の要素を考慮する可能性がある：

- 評価通知で指定された事項に対処するために必要な技能、専門知識、経験及び関連資格を有しているか否か
- 独立性・公平性・客観性を損なう利益相反その他の事情の有無
- 承認された者が、要求された期間内に報告書を作成するのに十分な時間を割けるかどうか；および
- 報告書作成に関連する費用。

150. 報告書作成に関連する費用を評価するため、管理責任者または処理責任者に対し、指名された承認対象者から取得した見積もりの詳細、および該当する場合、報告書作成に適任と判断したその他の者からの見積もり（付加費用（例：消費税や管理費）を含む）の提出を求める。管理責任者または処理責任者が指名した人物を承認しない場合、我々は自ら費用見積もりを取得した上で、報告書作成に適任と考える人物を承認する。

151. 報告書作成の費用を考慮する際、我々は以下の要素を勘案する：

- 管理責任者または処理責任者が、承認者が実施する作業から何らかの利益を得られる可能性があるか（例：自社のシステム運用に関する理解の深化、またはシステム改善）。
- 承認者が実施する業務が、本来なら管理責任者または処理責任者が自主的に実施すべき業務であるかどうか（例：新規システムのコンプライアンス審査）。
- 報告書の要求が、管理責任者または処理者の不十分な記録管理や管理情報システムに起因するものであるか否か。これにより、必要な情報が容易に入手できない、または必要な情報の分析が承認者の支援なしには容易に実施できない状況が生じているか否か。
- 調査対象の管理者または処理者が、データ保護法違反の疑いについて、関連する情報をすべて提供したか、あるいは十分に詳細な情報を得ていないか。
- 管理者または処理者が、既存の報告書を全部または一部提供していないか、あるいは提供した既存の報告書が限定的または不十分であるか否か；
- データ保護法違反の可能性の重大性と、さらなる措置の必要性。
- データ管理者または処理者が示した協力の度合い、およびデータ保護法違反の影響を防止または軽減するために講じた関連措置。

152. 管理者または処理者は、承認された者が報告書を作成するための報酬および経費を支払う責任を負う。⁹⁹
153. 管理者または処理者は、承認された者が報告書を作成するために合理的に必要とするあらゆる支援を提供することが義務である。¹⁰⁰ 管理者または処理者がこの義務を遵守していないと我々が判断した場合、罰金を科すことがある（第 10 条「罰金通知の手続き」参照）。¹⁰¹
154. 当該人物を承認した後、その人物は審査通知に定められた要件に沿って報告書を作成すべきである。

4.3 聴取通知

155. 面接通知とは、調査に関連する事項について質問に答えるため、通知で指定された場所に出頭するよう個人に正式に書面で要請するものである。¹⁰²
156. 我々は、管理者または処理者がデータ保護法規制への遵守を怠った、または怠っている疑いがある場合、あるいは 2018 年データ保護法（DPA 2018）に基づく違反行為を犯した、または犯している疑いがある場合にのみ、面接通知を発出できる。¹⁰³
157. さらに、当該違反または犯罪行為の調査目的で面接通知を発出できるのは、以下のいずれかに該当する個人に対してのみである：
- 管理責任者または処理責任者である者
 - 管理責任者または処理責任者に雇用されている、またはその他の形で勤務している（または過去に勤務していた）者；または
 - 管理者の管理または統制に関与している者（または過去にいずれかの時点で関与していた者）。¹⁰⁴
158. 面接通知は：
- 当該個人が指定された場所に出頭し質問に回答すべき時刻を明記する。¹⁰⁵
 - 調査対象となる疑われる違反または犯罪の性質を示す。
 - 通知に従わなかった場合の結果に関する情報を提供する；および
 - 通知に対する異議申立ての権利に関する情報を提供する。¹⁰⁶

⁹⁹第 146 条(11A) 2018 年データ保護法。

¹⁰⁰第 146A 条(6) 2018 年データ保護法。

¹⁰¹第 155 条(1)(c) 2018 年データ保護法。

¹⁰²第 148A 条(2) 2018 年データ保護法。

¹⁰³2018 年データ保護法第 148A 条(1)。該当する違反行為は、2018 年データ保護法第 149 条(2)に規定される種類の違反である。2018 年データ保護法に基づく犯罪には、情報及び文書の破棄または改ざん（2018 年データ保護法第 148 条）、個人データの不法取得または開示（2018 年データ保護法第 170 条）、および匿名化された個人データの不法な再識別（2018 年データ保護法第 171 条）が含まれる。

¹⁰⁴2018 年データ保護法第 148A 条(3)。

¹⁰⁵2018 年個人情報保護法第 148A 条(4)。

¹⁰⁶2018 年データ保護法第 148A 条(5)。

159. 我々は、受領者への書面による通知により、いつでも面接通知を取消しまたは変更することができる。¹⁰⁷

4.4.1 面接通知を発出するか否かを決定する際に考慮する要素

160. 個人に対する面接通知発出可否を決定する際、我々は様々な要素を考慮する。特に以下の場合には、面接通知を発出する可能性が高い：

- 個人データの処理方法（特に処理が複雑な場合）の理解に役立つ場合
- より迅速かつ効率的に情報を収集できる場合。
- 状況に関する直接的な証言を得るのに有用である場合、特に事実関係が不明確または争われている場合；
- 過去に任意での面談を要請したが拒否された場合；または
- 情報通知や評価通知などの他の手段で必要な情報を収集することが困難な場合（記録された情報が存在しない、または限られている場合、あるいは処理が秘密裏に行われている場合など）。

4.4.2 遵守期限の指定と緊急面談通知

161. 面談通知の受領者が異議申立てできる期間が終了する前に、指定された場所に出頭し質問に答えるよう要求することはできない。¹⁰⁸ 通知発送日から 28 日以内に異議申立てが可能である。¹⁰⁹ 受領者が異議申立てした場合、異議申立ての決定または取り下げが行われるまで、指定された場所に出頭し質問に答える必要はない。ただし、緊急面談を要求した場合はこの限りではない。^{110 111}

162. 我々は、指定された場所に出頭し質問に答えることを緊急に要求する場合がある（例：受給者が異議申し立てできる期間が終了する前）。¹¹² その場合、面接通知には指定場所への出頭期限と緊急性の理由が明記される。面接通知交付後 24 時間以内に受給者に出頭を要求することはできない。¹¹³ 可能な限り、緊急面接の通知は 7 日前に行うよう努める。

163. 緊急面談を要求することが適切とみなされる状況には、以下が含まれるが、これらに限定されない：

- 個人データの保護を確保するため、または損害や苦痛を防止・制限するために必要である場合；
- 個人データの漏えいまたは疑わしい侵害の影響を軽減する。
- 当該個人が後日、直接出席できないリスクがある場合；または
- 法令上の期限（罰金通知の交付など）により、情報を緊急に必要とする場合。

¹⁰⁷2018 年データ保護法第 148 条(9)。

¹⁰⁸2018 年データ保護法第 148A 条(6)。

¹⁰⁹[2009 年審判手続（第一審裁判所）（一般規制部）規則第 22 条第 1 項。](#)

¹¹⁰2018 年データ保護法第 148A 条(7)。

¹¹¹2018 年データ保護法第 142 条第 6 項及び第 7 項。

¹¹²2018 年データ保護法第 148A 条(8)。

¹¹³2018 年データ保護法第 148A 条(8)(b)。

164. 緊急面接通知の受領者は、裁判所に対し、緊急性に関する声明の適用除外または通知遵守期限の変更を申請することができる。¹¹⁴

4.4.3 面接通知に基づく面接の性質

165. 通常、面談は当機関の事務所で行われる。ただし、他の場所やオンラインでの実施が適切と判断する場合もある。この判断にあたっては、対象者の所在地や来所にかかる費用・時間など、関連する全ての要素を考慮する。面談参加に伴う費用（交通費や法律相談費用など）は一切負担しない。

166. 当社は、関連する適用可能な国内ガイドラインに従って面接を実施する。面接前に、対象者に話題の一覧やその他の情報を提供する場合がある。特に、面接中に文書に関する説明を求める場合、これらを事前に提供する。ただし、事前に情報や文書を提供することが不可能または不適切な場合もある。面接前に質問の一覧を提供することはない。

167. 面談には、本人の法律顧問のみが同席できる。この法律顧問は、管理者または処理者（本人がそれではない場合）の代理人でもあるべきではない。我々の面談通知権限は、本人に質問に答えることを要求する。したがって、法律顧問が本人に代わって質問に答える役割はない。法律顧問の行為が面談の妨げとなると判断した場合、調査への非協力とみなすことがある。必要に応じて、本人が面談通知に従っていないと判断した場合には措置を講じる。

168. 通常、面談は録音するが、それが不可能な状況では、質問内容と回答をその場でメモする。面談後、録音の文字起こしまたは面談メモの写しを提供し、回答者にその正確性を書面で確認を求める。

169. 面接通知に記載された場所や時間を変更する必要がある場合、または障害による通訳サービスや合理的配慮が必要な場合は、速やかに変更または配慮を請求すること。請求は個別に審査する。提示された理由を考慮すると同時に、調査やその他の規制措置の遅延を最小限に抑える重要性も勘案する。

170. ¹¹⁵個人は、面接通知に従い、通知に記載された場所に参加し、調査に関連する事項について質問に答える義務がある。ただし、以下の制限が適用される：

- 特定の法的特権が認められる通信に関する質問への回答を要求することはできない（¹¹⁶ 参照。第 5.1 項「特権通信」参照）。
- 回答によって犯罪の証拠が開示され、当該個人がその犯罪に関する訴訟に晒される場合、質問への回答を要求することはできない（5.2 自己負罪拒否特権を参照）。¹¹⁷
- 特別な目的のための個人データの処理について、面接通知を発出することはできない。¹¹⁸

¹¹⁴2018 年データ保護法第 164 条。

¹¹⁵2018 年データ保護法第 148A 条(2)。

¹¹⁶2018 年データ保護法第 148B 条第 2 項から第 4 項。また、個人に対し、その回答が議会両院のいずれかの特権の侵害を伴う範囲で質問に答えることを要求することはできない（2018 年データ保護法第 148B 条第 1 項）。

¹¹⁷2018 年 DPA 第 148B 条(5)から(7)。

¹¹⁸2018 年データ保護法第 148B 条(8)。

- 違反または犯罪の疑いがある場合、その違反または犯罪の疑いがある管理者または処理者が 2000 年情報自由法第 23 条(3)項に規定される機関（安全保障事項を扱う機関）である場合、当該機関の調査目的で個人に面接通知を発することはできない。¹¹⁹
171. 受領者が面接通知に従わない場合、当該個人に対して罰金を科すことがある（第 10 条「罰金通知の手続き」参照）。¹²⁰ これは、協力の欠如が事案の事実関係に対する完全な理解や調査の適時な進展を妨げる可能性があることを反映している。当社は、以下の事項を含む、従わないことに関連する状況を考慮して、対応方法を決定する：
- 不遵守の理由
 - 非協力の程度；および
 - 調査の進展や職務遂行能力への影響。
172. 個人は、事情聴取通知への対応において、重要な点で虚偽であることを知りながら陳述を行うこと、または重要な点で虚偽である陳述を軽率に行うことは犯罪となる。¹²¹
173. 我々は通常、面接通知を発出したことを公表しない。ただし、公表が適切と判断される場合がある（例：公共の利益にかなうと判断した場合、または業務進捗に関する最新情報を提供する場合）。

4.4 立入検査権限

174. 管理責任者または処理責任者が評価通知に従わなかった場合、当社は特定の施設に立ち入り検査するための令状を申請することができる。¹²²
175. 加えて、以下の場合には令状を申請することがある：
- データ保護法（2018 年）第 149 条(2)に規定される通り、管理者または処理者がデータ保護法令への遵守を怠った、または怠っていることを疑う合理的な根拠がある場合、またはデータ保護法（2018 年）違反の犯罪が行われた場合。
 - 当該施設において、法令遵守違反または犯罪行為の証拠を発見できる、もしくは当該施設内の機器を使用してそれを閲覧できると疑う合理的な根拠がある場合。¹²³
176. 令状を取得するには、情報保護委員が宣誓供述書により、これらの条件が満たされていることを高等法院判事、巡回判事、または地方裁判所判事（治安判事裁判所）に立証しなければならない。¹²⁴

¹¹⁹2018 年データ保護法第 148B 条(9)。

¹²⁰2018 年データ保護法第 155 条(1)(b)。ICO のデータ保護罰金ガイダンス、特に 61 項及び 68 項も参照のこと。

¹²¹2018 年データ保護法第 148C 条。

¹²²2018 年データ保護法 別表 15 第 2 項。

¹²³2018 年データ保護法 別表 15 第 1 項。

¹²⁴2018 年データ保護法第 15 表第 1 項第 1 号及び第 2 項第 1 号。スコットランド及び北アイルランドにおける令状申請に関しては、2018 年データ保護法第 15 表第 18 項及び第 19 項も参照のこと。

177. 2018 年データ保護法（DPA）の別表 15 は、令状の発付に関する一連の要件を定めている。

5 調査権限の制限

178. 公的機関として、我々はデータ保護法の執行及び法定権限の行使において公平かつ合理的に行動する。また、2018年データ保護法に定められた調査権限の法定制限に従って行動する。
179. 以下に、DPA 2018が我々の入手可能な情報及びその使用方法に課す制限事項を説明する。これらは以下の通りである：
- 特権通信；
 - 自己負罪拒否特権；
 - 機密情報の取り扱い；および
 - 特別目的に関する決定。

5.1 特権通信

180. 我々は以下の方法に関する指針を公表することが義務付けられている：
- 職務遂行過程で取得またはアクセスする特権通信¹²⁵が、当該職務遂行に必要な範囲でのみ使用または開示されることを確保する方法；および
 - 特権通信の取得またはアクセスに関する法令上の制限・禁止事項を遵守する方法について、ガイダンスを公表することが義務付けられている。¹²⁶
181. 我々は、職務遂行に必要と判断する場合を除き、調査権限を用いて特権通信の提出または開示を要求しない。これは限定的な状況でのみ発生し得るものであり、その実施能力は2018年データ保護法（DPA 2018）によって制限されている。
182. 特権通信の開示を要求したり、特権通信に関する質問への回答を求めたり、令状に基づく検査・押収権限を行使したりできるのは、以下の通信に関係しない範囲に限られる：
- a 専門的法律顧問と、データ保護法に基づく義務、責任または権利に関する法的助言の提供に関連して当該顧問の依頼者との間の通信。
 - データ保護法に基づく、または同法に起因する訴訟に関連し、またはそのな検討段階にある場合における、専門的法律顧問と当該顧問の依頼者（または当該顧問もしくは依頼者と第三者との間）の間の通信。¹²⁷
183. つまり、データ保護法に関連する法的助言特権または訴訟特権で保護された通信について、個人に提出・開示・質問への回答を強制することはできない。ただし、当方が合理的に必要なとする情報を含む他の

¹²⁵2018年データ保護法第133条第5項は、法律上の助言特権及び訴訟特権というコモンローの概念に沿って「特権的通信」を定義している。

¹²⁶2018年データ保護法第133条第1項。第133条第1項(b)は「法令」による制限または禁止を指す。「法令」の定義は2018年データ保護法第205条第1項にある。

¹²⁷情報通知に関しては2018年データ保護法第143条(3)から(5)、査定通知に関しては同法第147条(2)から(4)、立入検査権限に関しては同法第15表第11項を参照のこと。

種類の特権通信（例：他の法律分野に関する法的助言）については、提出・開示・質問への回答を強制できる。

184. このような法令による法律専門特権の廃止は一般的ではなく、特権通信の保護は基本的権利であることを認識している。しかし、2018年データ保護法（DPA 2018）制定時に議会が想定した通り、これらの規定は、法律事務所などの専門的法律顧問によるデータ保護法違反の可能性を調査する権限を維持するために必要である。¹²⁸したがって、当庁は、データ保護法に基づく職務遂行のために当該通信に含まれる情報を必要とする合理的な疑念がある場合に限り、特権通信の取得権限を行使する。
185. 通信内容（またはその一部）がデータ保護法に関連する特権通信に該当し開示不可であるか否かについて争いが生じた場合、ICOから独立した弁護士による資料審査の手配を検討する。特権通信の適切な保護を維持するために必要と判断した場合には、押収資料に関する弁護士会（Bar Council）の「法律専門職特権－独立弁護士」ガイダンスを考慮に入れる。¹²⁹
186. 評価通知または令状に基づく当機構による施設検査中にこのような争いが生じた場合、立会いの認可を受けたICO職員は、当該通信を密封された封筒または包装に入れるよう要求することがある。その後、紛争解決までの間、当該物品を当方が安全に保管する手配について協議する。これには、争点となっている通信記録を隔離し、安全に保管することを含む。令状に基づく文書検査・押収権限を行使する場合、司法長官の開示ガイドラインにおける弁護士特権に関する規定も考慮する。¹³⁰
187. 職務執行中に特権通信を入手した場合、当社はこれを安全に保管し、アクセスを適切に制限する。当該資料は職務遂行に必要な範囲でのみ使用し、法的権限がある場合にのみ開示する。訴訟目的の法的助言及び通信の機密性保護には重大な公益が存在する点を考慮する。¹³¹
188. 当方が要求した法的特権対象資料について、権利者が特権を放棄したい場合や、自己の目的で当方に提供したい場合がある。これは権利者の選択事項である。ただし、権利者が放棄を選択した場合でも、当方の法定職務遂行における当該資料の利用能力を制限または妨げる特権放棄の条件は一切受け入れない。

5.2 自白拒否特権

189. 情報通知を用いて管理者、処理者、その他の者に情報提供を求める場合、その開示が犯罪の証拠を明らかにし、当該者をその犯罪に関する訴訟に晒すことになるならば、我々は強制できない。¹³²この目的においては、DPA 2018に基づく犯罪は除外される。¹³³
190. 情報通知への回答としてのプロバイダによって提出された口頭または書面による陳述は、以下の条件を満たす場合、2018年データ保護法に基づく犯罪の起訴において使用できる：
 - 証言において、当該者が陳述書と矛盾する情報を提供した場合、かつ

¹²⁸例えば、2017年11月20日付上院議事録第787巻31～35欄を参照のこと。

¹²⁹弁護士会、[押収資料に関する弁護士秘密特権について助言を行う「独立弁護士」として依頼された弁護士向け指針](#)（2010年発出、最終改訂2023年9月）。

¹³⁰[検事総長による開示に関するガイドライン（2024年2月29日更新）](#)

¹³¹2018年データ保護法第132条及び下記5.3項「機密情報の取り扱い」を参照のこと。

¹³²2018年データ保護法第143条(6)。

¹³³2018年刑事訴訟法第143条(7)。虚偽の陳述に関連するその他の特定の犯罪も除外される。

- 当該陳述に関連する証拠が提出されるか、当該陳述に関連する質問が当該者またはその代理人によって行われる場合。¹³⁴

191. 令状に基づく権限の行使において説明や情報の提供を要求する場合、または聴取通知に基づき質問への回答を要求する場合にも、同様の保護措置が適用される。¹³⁵

192. データ保護法の監視・執行を担う独立規制機関として、我々は自己負罪に関する規定が適用される状況について助言することはできない。自己負罪の特権が実務上どのように適用されるかについて疑問がある者は、独立した法的助言を求めるべきである。

5.3 機密情報の取り扱い

193. 我々の職務を遂行するにあたり、個人や企業に関する機密情報を入手することが頻繁にある。

194. この情報の開示範囲については厳格な規則が定められており、法的権限なしに開示してはならない。¹³⁶ これらの規則は、コミッショナー及び元コミッショナー、ならびに ICO の現職員及び元職員に適用される。¹³⁷ これらの規定に違反して故意または過失により情報を開示した者は、刑事罰の対象となる。¹³⁸

195. 以下の場合、情報は機密扱いとなる：

- 当該情報が、当機関の職務遂行過程において、またはその目的のために取得された、もしくはプロバイダによって提供されたものであること。
- 特定された、または特定可能な個人もしくは事業体に関するものであること；かつ
- 開示時点で他の情報源から一般に公開されておらず、かつ過去に他の情報源から一般に公開されたことがない場合。¹³⁹

196. 情報が機密情報である場合、以下の条件を満たす場合にのみ開示できる：

- 当該情報に関連する個人または事業を行う者が開示に同意した場合；
- 当該情報が公衆に提供される目的で取得された場合；
- 当社の機能の一つ以上を遂行するために必要である場合；
- 刑事または民事手続の目的である場合；または
- あらゆる個人の権利、自由、正当な利益を考慮した上で、公共の利益のために必要である場合。¹⁴⁰

¹³⁴2018年データ保護法第143条(8)。ただし、これらの制限は、2018年データ保護法第144条（情報通知への回答としてなされた虚偽の陳述）に基づく犯罪の起訴には適用されないことに留意せよ。

¹³⁵2018年データ保護法第15表第16項及び第148B条。

¹³⁶2018年データ保護法第132条。

¹³⁷2018年データ保護法第132条第1項。

¹³⁸2018年DPA第132条(3)。

¹³⁹2018年データ保護法第132条第1項。

¹⁴⁰2018年データ保護法第132条(2)。

197. 調査の過程において、我々はプロバイダから提供された情報の機密性について意見表明を求めることがある。また、最終通知その他の文書に機密情報が含まれると判断した場合、公表前に機密性に関する意見表明を求める。
198. 我々は包括的または根拠のない守秘請求を受け付けない。守秘請求にはその理由を添付すべきである。したがって、情報の守秘を我々に求める請求には、以下の点を説明する必要がある：
- 当該情報が機密とみなされる理由、および
 - 当該情報の開示が我々の職務遂行に不要であること、または関連する範囲において個人の権利・自由・正当な利益に反すること。例えば、情報が商業的に機微である場合や、個人の私的な事情の詳細を含み、開示により事業体または個人の利益に重大な損害を与える可能性が高い場合などが該当する。
199. 我々は、取得した情報を開示する前に、機密性に関する意見表明のための合理的な期限を設定する。指定された期間内に意見表明がなかった場合、開示の法的権限の有無を判断するにあたり、当該情報は機密扱いされないものとみなす。
200. 機密情報であるとする請求に同意せず、法的権限に基づき開示を決定した場合、情報を公開する前に請求者に通知する。公開前に必要な編集（ある場合）の判断は我々の裁量による。¹⁴¹
201. 苦情については、通常、苦情申立人の身元を含む苦情の詳細を、コメントを得るために管理者または処理者に共有する。調査対象者への身元開示に懸念がある場合は、苦情申立時に当機関に申し立てるべきである。懸念に対応するため、機密情報や個人データを削除した編集済み形式で苦情の詳細を共有する場合がある。ただし、全てのケースで機密性を維持できない可能性がある。例えば、管理者または処理者が、データ保護法違反の申し立てについて適切に対応したり、実質的な説明を行ったりするために、この情報を必要とする場合などである。

5.4 ジャーナリズム、学術、芸術または文学目的に関する特別目的の判断

202. ジャーナリズム、学術、芸術、文学目的（「特別目的」¹⁴²）における個人データ処理に関しては、調査権限及び執行権限の行使に制限がある。したがって、管理責任者または処理責任者が特別目的で個人データを処理している場合、権限行使前に追加的な考慮事項を勘案しなければならない。
203. 特別目的のための個人データ処理について執行通知または罰則通知を発出できるのは、当該個人データが以下のいずれの条件にも該当しないと事前に書面で判断した場合に限られる：
- 特別目的のみのために行われていないこと、または
 - ジャーナリズム、学術、芸術、文学の分野において、管理者が未発表の資料を公表する目的で処理されている場合に限る。¹⁴³

¹⁴¹ 公的機関として、我々は 2000 年情報公開法（FOIA）及び 2004 年環境情報規則の適用を受ける。これは、開示免除事項に該当する場合を除き、情報開示請求に応じて保有情報を開示しなければならないことを意味する。詳細は以下のガイダンスを参照のこと：[情報公開ガイダンスとリソース | ICO 環境](#)

¹⁴² 「特別な目的」は、2018 年データ保護法第 174 条(1)で定義されている。

¹⁴³ 2018 年データ保護法第 174 条(3)。

204. この決定については、管理者及び処理者（該当する場合）に書面で通知しなければならない。¹⁴⁴ この通知には、決定に対する審判所への不服申立ての権利に関する情報を記載しなければならない。¹⁴⁵

205. 当方の決定は、以下のいずれかが満たされるまで効力を生じない：

- 管理責任者または処理責任者が決定に対して異議申立てを行う期間が終了し、かつ異議申立てがなされなかった場合、または
- 管理者または処理者が決定に対して異議申立てを行い、かつ：
 - 当該決定に関する不服申立て及びそれ以降の不服申立てが裁定されるか、その他の方法で終了すること。
 - 当該異議申し立てまたは再異議申し立ての結果に対する異議申し立て期間が終了し、かつ管理責任者または処理責任者が別の異議申し立てを行わなかった場合。¹⁴⁶

206. 決定が効力を生じた場合、または当該決定が行われる可能性があると合理的な根拠をもって疑う場合、かつ決定を行う目的で情報が必要である場合には、情報通知を发出できる。¹⁴⁷ 同様に、裁判官は、特別目的のために処理される個人データに関して令状を发出できるのは、当該データまたは処理に関する決定が効力を生じた場合に限られる。¹⁴⁸ 特別目的のための個人データの処理に関して、査定通知または面接通知を发出することはできない。¹⁴⁹

207. 決定を行い、それが効力を生じた後は、管理責任者または処理責任者の違反に対して執行通知または罰則通知を发出できるのは、裁判所が通知发出の許可を与えた場合に限られる。¹⁵⁰ いずれの場合も、裁判所は次の条件を満たすと確信しない限り許可を与えてはならない：

- 管理責任者または処理責任者による違反が重大な公益に関わるものであると疑うに足る理由があること；および
- 当該管理責任者または処理責任者に対し、裁判所の規則に従い許可申請の通知がなされていること、または事案が緊急を要する場合であること。¹⁵¹

6 調査結果の決定

208. 調査は複数の方法で終了する。調査過程で得た証拠を評価した上で、以下の決定を行うことがある：

¹⁴⁴2018年データ保護法第174条(4)。

¹⁴⁵2018年データ保護法第174条(5)および第162条(4)。不服申立ての場合、審判所は当方の決定を取り消すことができる（2018年データ保護法第163条(6)）。

¹⁴⁶2018年データ保護法第174条(6)。

¹⁴⁷2018年データ保護法第143条第1項。

¹⁴⁸2018年データ保護法第15表第3項。

¹⁴⁹2018年個人情報保護法第147条第5項及び第148B条第8項。ただし、2018年個人情報保護法第178条に基づく報道目的の個人データ処理の審査を行う場合、当該データまたは処理に関する第174条に基づく決定が効力を生じた時には、評価通知を発することができる（2018年個人情報保護法別表17第3項に基づく）。

¹⁵⁰2018年データ保護法第152条(1)及び第156条(1)。管理責任者または処理責任者による関連する不履行は、2018年データ保護法第149条(2)に規定されるものである。

¹⁵¹2018年データ保護法第152条(2)及び第156条(2)。

- 優先順位に基づき、または他の手段で問題を解決することを決定したため、調査を終了する（第 6.1 項「優先順位に基づく調査終了または他の手段による問題解決」参照）。
- データ保護法違反を確認できなかったため、措置の根拠がないと判断する場合（6.2 措置の根拠がない場合を参照）；
- 管理者または処理者の意図する処理業務がデータ保護法に違反する可能性が高いと判断した場合、警告を発する（第 7 節「警告発出の手続き」参照）¹⁵²；
- 管理責任者または処理責任者がデータ保護法に違反したと暫定的に判断し、違反の是正措置または措置の差し控えを要求する場合、事前執行通知を発出する（第 9 条「執行通知発出の手続き」参照）¹⁵³；または
- データ管理者または処理者がデータ保護法に違反したと暫定的に判断した場合、罰則通知または（軽微なケースでは）戒告を課す意向通知を発出する（第 8 条「戒告発出の手続き」および第 10 条「罰則通知発出の手続き」参照）。¹⁵⁴

209. 調査の結果に関する決定は、上級管理責任者または ICO 委任制度に基づき権限を委任された別の決定者によって行われる。必要に応じて ICO 内の他の上級職員と協議する。

210. 本ガイダンスの後半で説明する通り、予備的執行通知または意向通知を発出する場合、当方は受領者に対し暫定的な調査結果について意見を述べる機会を与える。

211. 意見表明を検討した後、我々は以下の決定を行うことがある：

- 優先順位に基づき調査を終了するか、他の手段で問題を解決する。
- データ保護法違反が存在する、または存在したとの暫定的な見解が立証されないと判断した場合、措置の根拠がないこと；
- 執行通知を発出し、対象者に是正措置（¹⁵⁵）を講じるか、または特定の行為を控えるよう要求する；または
- 戒告を行うか、より深刻な場合には罰金支払いを命じる罰則通知を発出する。

212. 予備的執行通知または執行意向通知を発出した場合の最終決定に至る意思決定プロセスは、以下の節で説明する。

213. 場合によっては、管理者または処理者からの調査終結の要請を受け入れることがある（第 11 条「和解手続き」参照）。

¹⁵²英国 GDPR 第 58 条(2)(a)及び 2018 年データ保護法第 13 表第 2 項(b)。

¹⁵³DPA 第 149 条。監視機関や認証プロバイダに対しても執行通知を発出できる（DPA 2018 第 149 条(3)及び(4)参照）。

¹⁵⁴これらの結果は相互に排他的ではなく、調査の結果、警告、予備的執行通知、罰則通知発出の意思通知、または戒告が組み合わせられて発出される場合がある。特に、調査が複数の処理業務を対象とする場合、または (i) 過去および継続中の違反の疑い、(ii) データ保護法に違反する可能性のある予定されている処理業務の両方に関わる場合に該当する。

¹⁵⁵状況によっては、組織に対し執行通知への緊急遵守を求める場合がある。執行通知の発出手続きについては第 9 節を参照のこと。

6.1 当局の優先順位に基づく調査終了または他の手段による問題解決

214. 警告、予備的執行通知、または意向通知を発出した前後を問わず、調査を終了させる決定を行うことがある。これは、調査がもはや我々の優先事項に合致しないと判断した場合、または他の手段による問題解決が適切であると考えた場合に該当する。
215. 第 2.4.2 項「問題解決のその他の手段」で述べたように、これには助言や勧告の提供、懸念事項の解消に向けた確約の受諾などが含まれる。我々が判断を行う際に考慮する関連要素の一つは、特に調査継続に多大な追加努力を要する場合、他の業務に資源をより適切に配分できるかどうかである。
216. 優先順位に基づき、または他の手段で問題を解決した結果、調査を終了すると決定した場合、調査対象者に対して書面でその決定を通知する。また、申立人に対しても調査終了の決定を通知する。この場合、調査終了の決定を確定する前に、申立人が意見を述べる機会を設けることがある。
217. 調査を事前に公表していた場合、当機関は通常、調査を終了した旨と、その根拠（他の手段による問題解決の有無を含む）を簡潔に説明した声明をウェブサイトに掲載する。詳細の程度は各事例の状況に応じて異なる。

6.2 措置の根拠なし

218. データ保護法違反の十分な証拠が見つからない場合、措置の根拠がないとして調査を終了することがある。これは事前執行通知または意向通知の交付前または交付後に行われることがある。
219. この場合、以前に調査内容を公表していたときは、通常、行動の根拠がないため調査を終了したことを確認する声明を当機構のウェブサイトに掲載する。また、この決定に至った理由を公表することもある。

7 警告発出手続き

220. 管理責任者または処理責任者が計画している処理業務がデータ保護法に違反する可能性が高いと判断した場合、警告を発する可能性がある。¹⁵⁶
221. 警告は、管理責任者または処理責任者に対し、警告時点での入手情報に基づき、意図する処理業務を開始した場合、データ保護法への準拠が困難であると当方が判断している旨を通知するものである。警告は、管理責任者または処理責任者が意図する処理業務を進めることを禁止するものではない。ただし、警告は、意図する処理がデータ保護法に準拠するよう確保し、準拠が確認されるまで業務を進めないよう促すものである。

7.1 警告の発出

222. 多くの場合、調査を開始する前に警告を発する可能性が高い。通常、警告を発する行為には一定の緊急性が伴う。これは、データ保護法に違反する可能性が高いと認められる処理が意図されていることを把握した場合、迅速な対応が必要となるため、警告が最も適切な介入手段となる可能性が高いからだ。ただし、調査開始後に警告を発するケースも存在する。例えば、情報収集の過程で意図された処理を把握した場合などがそれにあたる。
223. 警告発出の決定は、ICO の権限委譲制度に基づき委任された意思決定者が行う。必要に応じて ICO 内の他の上級職員と協議する。
224. 警告は本質的に予備的な措置である。これは、意図された処理がデータ保護法に違反する可能性が高いという我々の見解を示したものであり、その時点での入手可能な情報に基づいている。状況によっては、特に迅速な対応が必要な場合、入手可能な情報が比較的限られている場合もある。したがって、警告は管理者または処理者がデータ保護法に違反したという正式な認定ではない。
225. 警告には以下を記載する：
- 警告の対象となる管理者または処理者の名称、住所、主な活動内容
 - 当該管理責任者または処理責任者が意図する処理業務を実施する決定に至った背景事情
 - 意図された処理業務に関する我々の理解
 - 意図された処理業務によって違反される可能性が高いと我々が考えるデータ保護法の具体的な規定
 - 当方がこの見解に至った理由。
226. 警告を発する意図について事前通知を行うこと、または警告案に対する意見陳述の機会を提供することは、我々の法的義務ではない。警告は予備的かつ拘束力のない性質を持つため、我々は通常、事前通知や意見表明の機会をプロバイダしない。ただし、個別の事情において適切と判断した場合、またはこれにより管理責任者または処理責任者が、意図する処理業務がデータ保護法に準拠するための措置について、早期かつ実質的な協議に入る可能性が高いと判断した場合などには、これを行うことがある。

¹⁵⁶英国 GDPR 第 58 条(2)(a)、2018 年データ保護法 (DPA 2018) 第 13 表第 2 項(b)。

7.3 警告の効果

227. 警告は拘束力を有せず、管理者または処理者が意図した処理業務の実施を差し控えることを要求しない。ただし、管理者または処理者が依然として関連する処理業務を開始し、その方法がデータ保護法に違反すると我々が判断した場合、警告を考慮しなかったことを、我々が取るべき措置（もしあれば）を検討する際に加重要因と見なすことがある。
228. これは、警告で指摘された懸念事項を適切に解決せずに処理を開始した場合、当社が執行措置を取る可能性が高まることを意味する。これには、罰金通知発出の意向通知を行うかどうかの判断、および発出する場合の罰金額の決定において、警告に対する対応が考慮されることも含まれる。¹⁵⁷

7.4 警告の公表

229. 警告を発する場合には、通常、当機構のウェブサイトに声明を掲載して公表する。
230. また、報道機関向けにプレスリリースやブリーフィングを行う場合もある。声明文の内容について、管理者と事前協議は行わない。ただし、公表前に声明文の草案を提供し、事実誤認の指摘や機密性に関する意見表明の機会を与える。
231. 発表と同時に、または可能な限り速やかに、警告の非機密版を当機構のウェブサイトに掲載する。警告の掲載を遅らせることで、警告に含まれる可能性のある機密情報について、受領者からの意見聴取の機会を確保する（5.3 機密情報の取り扱い参照）。
232. 場合によっては、警告を発した事実やその写しの公表を見送ることもある。例えば、公表がデータ主体に重大な悪影響を及ぼす場合や、匿名化や編集では解決できない国家安全保障・防衛上の懸念がある場合などである。

7.5 警告への異議申し立て

233. 管理者または処理者は、データ保護法に基づく警告に対して法定の不服申立権を有しない。ただし、管理者または処理者は、司法審査により警告発出決定への異議申し立てを許可するよう裁判所に申請できる。

¹⁵⁷英国 GDPR 第 83 条(2)(i)および 2018 年データ保護法（DPA）第 155 条(3)(k)。データ保護罰金ガイダンス第 94 項および第 95 項も参照のこと。

8 戒告発出手続き

234. 管理責任者または処理責任者の処理業務がデータ保護法に違反していると判断した場合、当方は戒告を与えることがある。¹⁵⁸
235. 戒告は、管理者または処理者がデータ保護法に違反したと認定するものであるが、法的拘束力のある義務を課すものではない。したがって、我々は通常、データ保護法違反の中でも比較的軽微な事例に対して戒告を行う。¹⁵⁹
236. 調査結果に対する効果的かつ均衡のとれた対応として、適切な執行措置であると判断した場合、我々は戒告を与えることがある。例えば、以下の場合が該当する：
- - 影響を受けた個人データのカテゴリ、影響を受けた人数、被った損害の程度などの要素を考慮し、罰金を科すほど重大な違反ではない場合
 - 違反行為が継続しておらず、管理者または処理者に対し、データ保護法に準拠させるための追加措置の実施または措置の差し控えを要求しない場合。
 - 罰金を科すことが適切でない軽減要因が存在する場合；¹⁶⁰
 - 一般に管理者や処理者によるコンプライアンス慣行の向上を図るため、データ保護コンプライアンスに関する重要な問題を明確化するなどの理由で、戒告を与えることが公共の利益にかなう場合。または
 - 公共部門の執行に関する我々のアプローチに基づき、当該状況において罰則通知は適切ではない場合。

8.1 戒告に関する意向通知及び意見陳述の機会

237. 我々が管理者または処理者に対し、戒告を与える意図を事前に通知したり、提案された戒告について意見を述べる機会を与えることは、法令上の義務ではない。
238. ただし、戒告は管理者または処理者がデータ保護法に違反した、または違反しているとの認定を行うものであるため、我々は通常、管理者または処理者に対して戒告を行う意思通知を行う。これは、当該管理者または処理者が自身に対する事案の要旨を把握できるようにするためである。意思通知には、必要に応じて、我々の暫定的な認定の根拠となる証拠が含まれるか、またはそれらが参照される。
239. また、当機構は管理者または処理者に対し、戒告処分通知に対する書面による意見表明の機会を与える。これにより、当機構が戒告処分を行うか否かを決定する前に、管理者または処理者が通知に記載された事項に対して反論や意見を述べることを可能とする。
240. 書面による意見提出の期限は、警告の意思表示通知に明記される。通常、通知受領後 21 暦日以内の回答を求めるが、複雑な事案など特別な事情により延長が妥当な場合はこの限りではない。該当

¹⁵⁸英国 GDPR 第 58 条(2)(b)及び 2018 年データ保護法 (DPA) 第 13 表第 2 項(c)。

¹⁵⁹英国 GDPR の理由 148 は「軽微な違反の場合、または科される罰金が自然人にとって過大な負担となる場合、罰金の代わりに戒告を与えることができる」と述べている。

¹⁶⁰データ保護罰金ガイダンス第 74 項から第 101 項には、考慮すべき軽減要因の例が示されている。

する場合、意見提出者は非機密版を併せて提出し、意見内容の機密扱いを求める正当な理由を説明すべきである。管理責任者または処理責任者は、原本の回答提出日から 1 週間以内に非機密版をブローバイダとして提出すべきである。

241. 意向通知への回答提出義務はない。期限までに回答がない場合、当方は管理責任者または処理責任者が意見表明を希望しないとみなし、戒告処分が適切か否かの決定を進める。この場合、決定書には「管理責任者または処理責任者が意向通知に対し意見表明を行わなかった」旨を記載する。
242. 管理責任者または処理責任者は、期限延長の要請を可能な限り速やかに行うべきである。要請には延長が必要な理由を説明しなければならない。調査の遅延を避けるため、戒告処分通知に対する書面による意見提出期限の延長は、やむを得ない理由がある場合にのみ認められ、通常の慣行とはみなされない。
243. 我々は、戒告処分意向通知に対する口頭陳述の機会を管理者または処理者に提供しない。この機会を請求する場合は、当該事案の状況において必要である理由を書面で説明すべきである。これには、口頭聴聞が書面による陳述能力を超えて何をもたらすかの説明も含まれる。我々が同意した場合、第 10.3 項で説明する手続きに従う。

10.3 口頭聴聞の手続き

8.2 戒告の付与

244. 上級管理責任者は、必要に応じて ICO 内の他の上級職員と協議の上、戒告を与える決定を行う。彼らは、データ管理者または処理者がデータ保護法に違反したことを蓋然性のバランスに基づいて立証する十分な証拠があるか、また戒告を与えることが適切かどうかを検討する。戒告の意向を通知した 通知を送付し、意見陳述書を受領した場合、上級管理責任者は最終決定前にこれらの陳述内容を慎重に検討する。
245. 申し立て及び追加情報を検討した結果、上級管理責任者が「データ管理責任者または処理責任者がデータ保護法に違反したと、蓋然性のバランスに基づいて判断するのに十分な証拠がない」と決定した場合、当該案件を終了するか、他の手段で問題を解決する（第 6 節「調査結果の決定」参照）。
246. 戒告と併せて、当機構はデータ管理者または処理者がデータ保護法に違反しない処理を確保し、コンプライアンスを維持するための助言を提供する場合がある。これらの助言は戒告の一部を構成せず、法的拘束力を持たない。したがって、データ管理者または処理者が当機構の助言に従うか否かの決定は任意である。
247. 監督者または処理者が戒告に記載された違反を是正しない場合、将来同じ事案について執行措置を取るかどうかの判断において、これを考慮に入れることがある。これには、罰金通知を发出するかどうかの決定や、課す罰金の額を決定する場合も含まれる。¹⁶¹

8.3 戒告の公表

248. 通常、我々は管理者または処理者に対して戒告を与える意向を通知する際、これを公表しない。

¹⁶¹英国 GDPR 第 83 条(2)(i)及び 2018 年データ保護法第 155 条(3)(e)。データ保護罰金ガイダンスも参照のこと。

249. ただし、最終的な戒告処分を下す際には、通常、当機構のウェブサイトにて声明を掲載して公表する。また、報道機関向けにプレスリリースやブリーフィングを行う場合もある。声明文の内容について、管理者や処理者と事前に合意することはない。公表前に声明文の写しを提供し、事実誤認があれば指摘する機会や、機密性に関する申し立てを行う機会を与える。
250. 公表と同時に、または可能な限り速やかに、非機密扱いの戒告文を当機構のウェブサイトに掲載する。戒告文の掲載を遅らせることで、戒告文に含まれる可能性のある機密情報について、対象者から説明を求める機会を確保する（5.3 機密情報の取り扱い参照）。
251. 場合によっては、戒告を行った事実の公表や戒告書の公開を行わない判断を下すことがある。例えば、公表がデータ主体に重大な悪影響を及ぼす場合や、匿名化や黒塗り処理では解決できない国家安全保障・防衛上の懸念がある場合などが該当する。

8.4 戒告への異議申し立て

252. 管理者または処理者は、データ保護法に基づく戒告に対する法定の不服申立権を有しない。ただし、管理者または処理者は、戒告決定に対する司法審査を求めるため、裁判所に異議申立の許可を申請することができる。

9 執行通知発出手続き

253. 我々が管理者または処理者がデータ保護法を違反した、または違反を継続していると判断した場合、執行通知を発出することがある。¹⁶² 執行通知には、データ保護法に準拠するために当該者が講じるべき措置、または控えるべき措置が明記される。¹⁶³

254. 管理責任者または処理責任者の処理業務がデータ保護法に違反している、または違反を継続している場合、我々は執行通知を発出できる。¹⁶⁴ 要約すると、我々は以下の遵守不履行に関する違反について、管理責任者または処理責任者に執行通知を発出できる：

- 個人データ処理の原則；¹⁶⁵
- 個人データの処理に関する個人の権利；¹⁶⁶
- 管理者または処理者に課される義務には、例えば以下が含まれる：
 - ・個人データの安全性を確保するための措置の実施
 - ・データ保護影響評価の実施、および該当する場合、処理開始前の当方との協議；
 - ・該当する場合、データ保護責任者の任命；¹⁶⁷
- 個人データ漏えいを当方に通知し、影響を受けた者に知らせる義務；¹⁶⁸
- 英国国外への個人データ移転に関する原則；¹⁶⁹ および
- データ保護手数料の支払い義務。¹⁷⁰ 255. 以下の場合にも執行通知を発出できる：
- 承認された行動規範の遵守状況を監視する監視機関が、英国 GDPR に基づく義務を履行していない場合；¹⁷¹ または

¹⁶²2018年データ保護法第149条(1)。2018年データ保護法第115条に規定される通り、英国 GDPR 第58条(2)に基づく我々の権限の多くは、2018年データ保護法第149条に基づく執行通知を発出することによってのみ行使できる。第58条(2)(d)は、当機関に、適切な場合には、特定の方法および期間内に処理業務を英国 GDPR に準拠させるよう、管理者または処理者に命じる権限を与える。

¹⁶³2018年データ保護法第149条第1項。

¹⁶⁴なお、2018年データ保護法第3部または第4部が適用される個人情報の処理に関して共同管理者が存在し、当該部の遵守責任が第58条または第104条に基づく取り決めて定められている場合、我々は第149条に基づき管理者にのみ執行通知を発出することができる。(2)に基づき執行通知を発出できるのは、当該規定・要件・原則の遵守責任が当該管理者にある場合に限られる(2018年データ保護法第152条(4)参照)。

¹⁶⁵2018年データ保護法第149条(2)(a)。

¹⁶⁶2018年データ保護法第149条(2)(b)。

¹⁶⁷2018年データ保護法第149条(2)(c)。

¹⁶⁸2018年データ保護法第149条(2)(d)。

¹⁶⁹2018年データ保護法第149条(2)(e)。

¹⁷⁰第149条(5) 2018年データ保護法。

¹⁷¹2018年データ保護法第149条(3)。

- 認証プロバイダが認定要件を満たさない場合、または組織の認証に関する英国 GDPR 上の義務、もしくは英国 GDPR のその他の規定（認証プロバイダとしての立場であるか否かを問わない）を遵守していない場合、もしくは遵守していない状態にある場合。¹⁷²

256. 我々は、データ保護法違反を是正するために適切と考えるあらゆる要求を執行通知によって課すことができる。¹⁷³ これらの要求には、必要に応じて管理者または処理者に対し以下を求めることが含まれる：

- データ主体の権利行使要求への対応¹⁷⁴；
- データ主体に個人データ漏えいを通知すること¹⁷⁵；
- 個人データの処理を無期限または一時的に停止すること¹⁷⁶；
- 不正確な個人データを修正するか、個人データを消去すること；¹⁷⁷ または
- 第三国の受領者または国際機関へのデータフローを停止する。¹⁷⁸

257. また、認証要件が満たされていない、または満たされなくなった場合、執行通知を用いて認証を取り消す、あるいは認証機関に対し認証の取り消しまたは発出停止を命じることもできる。¹⁷⁹

9.1 執行通知発出の判断における考慮要素

258. 執行通知を発して管理者または処理者に要求を課すことが適切かどうかを判断する際、我々は以下を考慮する：

- 違反の性質とその重大性。これには、違反が既に誰かに損害や苦痛を与えたか、または与える可能性があるかどうかが含まれる。¹⁸⁰；
- 管理者または処理者の行為に関する加重要因または軽減要因。これには以下が含まれる：
 - 違反行為の是正または損害・苦痛の軽減に向けた措置を講じたか否か、講じた場合にはその効果；

¹⁷²2018 年データ保護法第 149 条(4)。本ガイドラインが執行通知の発出に関連して管理者または処理者を言及する場合、関連する範囲において、監視機関または認証プロバイダを含むものと解釈されるべきである。

¹⁷³2018 年データ保護法第 149 条(6)。認証プロバイダに関しては、不履行（その是正を目的とするか否かを問わない）を考慮し、適切と認める要求を課すことができる（2018 年データ保護法第 149 条(7)参照）。ただし、執行通知において、その要求が議会両院の特権の侵害を伴う範囲において、何らかの行為を要求することはできない（2018 年データ保護法第 152 条(3)参照）。

¹⁷⁴英国 GDPR 第 58 条(2)(c)。

¹⁷⁵英国 GDPR 第 58 条(2)(e)。

¹⁷⁶英国一般データ保護規則第 58 条(2)(f)項及び 2018 年データ保護法第 150 条(3)項。禁止事項は、個人情報すべての処理に関わる場合もあれば、個人データの特定の処理方法のみに関わる場合もある。禁止事項が特定の処理方法のみに関わる場合、我々は以下のいずれか一つ以上を特定することができる：(i) 個人データの説明、(ii) 処理の目的または方法、(iii) 処理が行われる時期。

¹⁷⁷英国一般データ保護規則（UK GDPR）第 58 条(2)(g)および 2018 年データ保護法（DPA 2018）第 151 条。

¹⁷⁸英国 GDPR 第 58 条(2)(j)。

¹⁷⁹英国 GDPR 第 58 条(2)(h)。

¹⁸⁰2018 年データ保護法第 150 条(2)は、2018 年データ保護法第 149 条(2)に基づく執行通知を発出するか否かを決定するにあたり、当該違反が個人に損害または苦痛をもたらしたか、またはもたらす可能性があったかを考慮するよう要求している。

- データ保護法令遵守に関して過去に懸念を表明したか、警告・戒告・執行通知・罰金通知を交付したか；および
- 執行通知で要求される措置が侵害を是正する可能性、及び当該事例の事実関係と状況を考慮した上で、管理者または処理者にそれらの措置を要求することが合理的かつ均衡のとれたものであるかどうかの程度。

9.1.1 損害または苦痛の考慮

259. 侵害行為が個人に損害または苦痛をもたらしたか、またはその可能性があったかを検討する際、我々は、それが人々の権利と自由に影響を与えた程度、あるいはその他の方法で人々に害をもたらした、または害をもたらす可能性があった程度を考慮する。被った損害または苦痛は、身体的、物質的、または非物質的である可能性がある。¹⁸¹ これには以下が含まれるが、これらに限定されない：

- 身体的または肉体的危害；
- 心理的損害；
- 経済的・金銭的損害；
- 差別；
- 評判の毀損；および
- 人間の尊厳の喪失。¹⁸²

260. 損害や苦痛の程度を評価する際、我々は以下の事実を考慮する：

- 一部の損害は特定しやすい（例：金銭的損失や個人情報盗難）。一方、他の損害はより抽象的で特定や定量化が困難である（例：精神的苦痛や不安、個人データに対する管理権の喪失）。
- 侵害が多数の人々に影響を与える場合、個々への影響は限定的であっても、総体として高いレベルの損害や苦痛をもたらす、社会全体への広範な害を引き起こす可能性がある。

261. 我々が評価するのは、生じた、あるいは生じうる損害や苦痛の程度について、その深刻さを判断し、執行通知を発出することが適切か否かを決定するために必要な範囲に限られる。通常、損害や苦痛を総計で、あるいは特定の人々が被った分として数値化することはない。実際の損害や苦痛、あるいはその可能性を示す証拠が限られている場合、あるいは全く存在しない場合であっても、執行通知発出が合理的かつ均衡のとれた措置であると判断した場合には、執行通知を発出することがある。発生した、あるいは発生する可能性のある損害や苦痛の程度に関する我々の評価は、被った損害に対する補償の付与について英国の裁判所が下す決定に影響を与えない。¹⁸³

¹⁸¹英国 GDPR 序文 75 項。

¹⁸²ICO「[データ保護上の損害の概要と ICO の分類法](#)」（2022 年 4 月）を参照のこと。本ガイダンスにおいては、「損害と苦痛」と「危害」という用語を同義語として使用している。

¹⁸³英国 GDPR 第 82 条(1)及び 2018 年データ保護法第 169 条は、英国 GDPR 又は 2018 年データ保護法の違反により物質的・非物質的損害を被った者に対し、当該損害について管理者又は処理者からの賠償を受ける権利を認めている。

9.1.2 合理性と比例性

262. 執行通知を発出するか否か、及びどのような要件を課すのが適切かを検討するにあたり、我々は以下の点を考慮する：

- 違反行為の是正に効果的であること；および
- 当該事案の状況において合理的かつ均衡のとれたものであるか。

263. 要件の適切性に関するこの評価は、利用可能な選択肢と、各選択肢が違反の是正、または違反が引き起こした、もしくは引き起こす可能性のある損害や苦痛の軽減にどの程度効果的であるかに依存する。潜在的な要件が違反の是正や損害・苦痛の軽減に効果的でない可能性が高いと判断した場合、その要件は適切ではない可能性が高い。代わりに、より効果的であると判断される要件を課す。

264. 執行通知の発出の合理性及び課す可能性のある各種要件を検討する際には、それらの比例性を考慮する。当方の評価は、事案の具体的な事実関係と状況に依存する。また、利用可能な選択肢と、各選択肢の有効性に関する当方の評価にも依存する。

265. 執行通知の発出が合理的かつ比例的であるか否かを評価するにあたり、当庁は当該通知及びそれに伴う要求事項が以下の条件を満たすか否かを検討する：

- 以下の可能性が高いかどうかを検討する：
 - データ保護法の目的を考慮し、違反の是正という目標を達成するのに効果的であるか
 - その目的達成に必要な範囲を超えて負担を課すものではないか；
 - 複数の同等に効果的な措置の中から選択する場合、最も負担の少ない効果的な措置であるか；および
- データ保護法の目的を考慮した上で、目的と釣り合わない費用やその他の不利益をもたらさないか。

266. 違反行為の是正に執行通知が適切か否かの判断は、評価と判断を伴う裁量事項である。当庁の評価では、課す要件の介入度合いと、管理者または処理者が負担する可能性のある費用の程度を考慮する。例えば、個人による権利行使の請求への対応や、データ保護法に基づく特定の義務遵守のための措置を管理者または処理者に求めることが合理的かつ適切と判断する場合がある。実際の損害や苦痛、あるいはその可能性を示す証拠に限られている、あるいは全く存在しない場合でも、この判断が下されることがある。¹⁸⁴

267. 一方、個人データの処理禁止やデータフローの停止命令など、他の要求事項は潜在的に著しく負担が大きいことを認める。管理責任者または処理責任者にこうした措置を要求する前に、個人データに対する適切な保護水準を確保するため、データ保護法の目的と管理責任者または処理責任者への影響を慎重に比較検討する。これには、違反によって生じた、または生じうる損害や苦痛の考慮も含まれる。

¹⁸⁴管理者及び処理者に対する義務の例としては、該当する場合、共同管理者間または管理者と処理者間の取り決めの整備、英国における代表者の指定、処理活動の記録の維持、個人データの安全性を確保するための適切な技術的及び組織的措置の実施、データ保護影響評価の実施、データ保護責任者の指定などが挙げられる。

9.2 事前執行通知

268. 執行通知を発出する意図について、または執行通知案に対する意見陳述の機会について、管理責任者または処理責任者に事前通知を行う法的義務は存在しない。
269. しかしながら、執行通知は管理者または処理者がデータ保護法に違反した、または違反しているとの認定を行うものであるため、我々は通常、予備執行通知を発出する。これは、管理者または処理者が自身に対する申し立ての内容を認識できるようにするためである。これには、申し立てられた違反に関する我々の暫定的な結論、および処理業務をデータ保護法に適合させるか、申し立てられた違反を是正するために我々が要求する措置が含まれる。予備的執行通知には、執行通知に記載すべき事項に関する我々の暫定的な見解（第 9.4 項「執行通知の発出」参照）が明記され、必要に応じて暫定見解の根拠となる情報が記載されるか、参照される。
270. 予備的執行通知を発出した場合、当方は管理者または処理者に、これに関する書面による意見表明の機会を提供する。これにより、当方が最終通知を発出し要件を課すか否かを決定する前に、管理者または処理者が予備的執行通知に記載された事項について意見を述べるのが保証される。
271. 緊急の対応が必要な例外的な事情がある場合（第 9.3 項「遵守期限の指定と緊急執行通知」参照）、我々は予備執行通知を発出せず、管理者または処理者に意見表明の機会を提供しないことがある。
272. 書面による意見提出の期限は事前執行通知に明記される。通常、事前執行通知受領後 21 暦日以内の回答を求めるが、事案の状況によりより長い期間が適切と判断される場合がある。例えば、より複雑な事案や、事前執行通知で提案される要件がより負担が大きい場合などである。
273. 受領者は、意見書の非機密版を提出するとともに、当該情報を機密扱いとするべき理由の説明を当方に提供すべきである。管理責任者または処理責任者は、機密扱いの回答を提出する際に、またはその後できるだけ速やかに、意見書の非機密版をプロバイダすべきである。
274. 管理責任者または処理責任者は、予備的執行通知に対する意見書を提出する義務はない。期限までに意見書が提出されない場合、我々は当該管理責任者または処理責任者が意見書を提出する意思がないものとみなし、執行通知の発出の可否に関する決定を進める。
275. 管理責任者または処理責任者は、期限延長の要請を可能な限り速やかに行うべきである。要請には延長が必要な理由を説明しなければならない。調査の遅延を避けるため、予備的執行通知に対する書面による意見提出期限の延長は、やむを得ない理由がある場合にのみ認められ、通常の慣行とはみなされない。
276. 我々は通常、事前執行通知に対する口頭陳述の機会を管理者または処理者に提供しない。この機会を希望する場合は、書面による陳述を超える付加価値（口頭聴取がもたらすもの）を含め、本件で必要とされる理由を書面で説明すべきである。管理責任者または処理責任者が、提案された要件が自身に重大な影響を及ぼす可能性が高いことを立証できる場合、我々は口頭聴聞に応じる可能性が高くなる。口頭聴聞に応じる場合、第 10.3 項「口頭聴聞の手続き」で説明する手順に従う。
277. 通常、予備的執行通知を発出した際は公表しない。ただし、公共の利益にかなうと判断した場合、例えば公衆の懸念や憶測への対応、適切な措置を講じていることの保証提供など、当機構のウェブサイトにて声明を掲載して公表することがある。また、報道発表を行いメディアに説明することもある。

278. 我々は、管理者または処理者との間で声明文の文言について合意しない。公表前に声明文の文言を提供し、事実誤認についてコメントする機会、または機密性に関する申し立てを行う機会を与える。声明文は、現段階での我々の調査結果は暫定的なものであり、管理者または処理者からの申し立ての対象となることを明確にしている。
279. 暫定的な決定であるため、また受領者が意見を述べる機会を得ていないため、暫定的な執行通知そのものは公表しない。

9.3 遵守期限の指定と緊急執行通知

280. 執行通知の各要求事項について、管理責任者または処理責任者が遵守すべき期限または期間を明示する。¹⁸⁵ 遵守のための提案された期限または期間は、予備執行通知に記載され、最終決定前に提案された期間に関する意見表明を考慮する。
281. 執行通知の受領者には、原則として 28 暦日以上の遵守期間を与える必要がある。¹⁸⁶ ただし、管理者または処理者が緊急に要件を遵守する必要があると判断した場合、28 日未満の遵守期間を定めた執行通知（緊急執行通知）を発出することがある。¹⁸⁷
282. 緊急執行通知を発出する場合、当方は管理責任者または処理責任者に対し、通知の要件を遵守するための最低 24 時間の猶予期間を提供しなければならない。¹⁸⁸ 緊急執行通知には、受領者が要件を緊急に遵守する必要がある理由を説明する文言が含まれる。
283. 我々が管理者または処理者に対し緊急執行通知の遵守を要求することが適切と考える状況には、以下が含まれる：
- 可能性のバランスから見て、管理者または処理者がデータ保護法に違反した、または違反を継続していると認められる場合。
 - 緊急の措置が、継続中または近い将来発生する可能性のある重大な損害や苦痛から人々を保護するために合理的に必要である場合。¹⁸⁹
284. 緊急執行通知を発出する裁量権の行使の有無及び遵守期限の設定は、事案の具体的状況に依存する。課される要件が負担の軽いもの、あるいは期限付きのものである場合、緊急執行通知を発出することが適切であると判断する可能性が高くなる。例えば、データ主体への個人データ漏えい通知、あるいは第三国の受領者へのデータ流通を防ぐための一時的な処理禁止などが該当する。また、以下の場合には緊急対応の必要性をより重視する可能性がある：
- データ主体と管理者との間に明らかな力の不均衡がある場合、または
 - 処理が児童の個人データ、または危害リスクが高く自己保護に追加支援を必要とする他者の個人データに関わる場合。

¹⁸⁵ 2018 年データ保護法第 150 条(4)。

¹⁸⁶ 2018 年データ保護法第 150 条(6)および [2009 年裁判所手続（第一審裁判所）（一般規制部）規則第 22 条\(1\)](#)

¹⁸⁷ 2018 年データ保護法第 150 条(8)。

¹⁸⁸ 2018 年データ保護法第 150 条(8)。

¹⁸⁹ 2018 年データ保護法第 160 条(6)(b)。

285. 一般的に、緊急執行通知については事前通知を行わないプロバイダである。したがって、管理責任者または処理責任者は、緊急執行通知が発出される前に意見を述べる機会を持たない。緊急執行通知の受領者は、裁判所に対し、緊急性に関する声明の適用除外または通知の要求事項を遵守すべき期間の変更を申請することができる。¹⁹⁰

9.4 執行通知の発出

286. 執行通知の発出決定は、ICO の委任制度に基づき権限を委任された上級管理責任者または別の決定権限者が行う。必要に応じて ICO 内の他の上級職員と協議する。彼らは、データ保護法違反を管理責任者または処理責任者が犯したことが蓋然性のバランスに基づき十分な証拠で示され、かつ執行通知の発出が適切であるかどうかを検討する。予備的執行通知を発出し、意見陳述を受領した場合、上級管理責任者または別途の決定権限者は、最終決定に至る前にこれらの陳述を慎重に検討する。

287. 意見陳述及び追加情報を検討した結果、上級管理責任者または独立した決定権限者が、データ管理者または処理者がデータ保護法に違反したと、蓋然性の均衡に基づいて判断するのに十分な証拠がないと決定した場合、当該案件を終了させるか、他の手段で問題を解決する（第 6 節「調査結果の決定」参照）。

288. 執行通知を発出する場合、その通知には以下を明記する：

- 関連する背景事実；
- 適用される法的枠組み；
- 執行通知の対象となるデータ保護法違反の詳細（執行通知の受領者が履行を怠った、または怠っている事項を含む）¹⁹¹；
- 事前執行通知に対する管理責任者または処理責任者の意見表明の有無の確認；
- 管理責任者または処理責任者が違反を犯したと判断した理由¹⁹²；
- 当該違反が個人に損害または苦痛をもたらしたか、またはその可能性があるか否かを我々がどのように検討したか；
- 通知の受領者に対して、我々が要求する措置または差し控えるべき措置、あるいはその両方；
- 執行通知で課された各要件について、管理者または処理者が遵守すべき期限または期間¹⁹³；
- ¹⁹⁴執行通知に従わなかった場合の結果に関する情報。これは罰則通知を発出する可能性もある。¹⁹⁵；

¹⁹⁰2018 年データ保護法第 164 条。さらに第 12 条「異議申し立ての権利」を参照せよ。

¹⁹¹2018 年データ保護法第 150 条(1)(a)。

¹⁹²2018 年データ保護法第 150 条(1)(b)。

¹⁹³2018 年データ保護法第 150 条第 4 項。

¹⁹⁴2018 年データ保護法第 155 条(1)(b)。

¹⁹⁵2018 年データ保護法第 150 条第 5 項(a)

- 不服申立ての権利に関する情報。¹⁹⁶

289. 執行通知を発出した後、我々は通知を受けた管理者または処理者に対し書面で通知することにより、その条件を取消または変更することができる。¹⁹⁷ 執行通知を受けた管理者または処理者は、書面で我々に通知の取消または変更を申請することができる。¹⁹⁸ ただし、以下の条件を満たす場合に限る：

- 執行通知に対する不服申立て期間の終了後であること。
- 状況の変化により、執行通知で特定されたデータ保護法違反を是正するために、執行通知の規定の一つまたは複数に従う必要がなくなったことを理由として。¹⁹⁹

290. 執行通知の取消または変更を申請する場合、受領者は上級管理責任者宛てに書面による申請書を提出すべきである。申請書には、執行通知の取消または変更が必要と考える理由を説明し、状況の変化を証明する証拠を添付すること。

291. 我々は執行通知の取消または変更の可否を決定する前に、書面による請求を慎重に検討する。各申請は個別に実質的根拠に基づいて審査される。ただし、状況の変化が重大であり、かつ取消または変更がデータ主体に損害や苦痛をもたらさないと我々が判断した場合にのみ、請求を認める可能性が高い。

292. 執行通知の要求事項に従わない場合、罰金（罰則通知参照）を科す執行措置を講じる可能性がある。対応方針は、不遵守の理由や程度を含む関連事情を考慮して決定する。執行通知に従わない事業者に対する効果的な抑止力確保の必要性も勘案する。特に以下の場合には：

- データ主体にさらなる損害や苦痛をもたらした、またはその恐れがある場合、あるいは
- 当該違反により受領者が利益を得た場合。²⁰⁰

293. 執行通知の受領者は、当該通知を審判所に不服申立てできる。また、執行通知の取消または変更の申請が却下されたことに対しても、審判所に不服申立てできる。²⁰¹

9.5 執行通知の公表

294. 通常、執行通知を発出した際には、当庁のウェブサイトにて声明を掲載して公表する。また、報道発表を行い、メディアに説明を行う場合もある。声明文の内容について、管理者または処理者と事前に合意することはない。ただし、公表前に声明文の写しを提供し、事実誤認の指摘や機密性に関する意見表明の機会を与える。

¹⁹⁶ 第 150 条(5)(b) 2018 年データ保護法。

¹⁹⁷ 2018 年データ保護法第 153 条第 1 項。

¹⁹⁸ 2018 年データ保護法第 153 条第 2 項。

¹⁹⁹ 2018 年データ保護法第 153 条第 3 項。

²⁰⁰ [データ保護罰金ガイダンス](#)も参照のこと。

²⁰¹ 2018 年データ保護法第 162 条第 1 項及び第 2 項。さらに第 12 条「不服申立ての権利」を参照せよ。

295. 公表と同時に、または可能な限り速やかに、執行通知の非機密版を当庁ウェブサイトに掲載する。執行通知の公表を遅らせることで、通知に含まれる可能性のある機密情報について、受領者から意見を求める機会を確保している（5.3 機密情報の取り扱い参照）。
296. 場合によっては、執行通知の交付を公表しない、または執行通知の写しを公開しない判断を下すことがある。例えば、公表がデータ主体に重大な悪影響を及ぼす場合、あるいは匿名化や黒塗り処理では解決できない国家安全保障・防衛上の懸念がある場合などが該当する。

10 罰金通知発出手続き

297. 我々は以下の違反に対して罰則通知を発出できる：

- 英国 GDPR 違反、2018 年データ保護法（DPA）第 3 部（法執行機関による処理）または第 4 部（情報機関による処理）違反、および
- 2018 年データ保護法第 6 部にに基づき交付された情報通知、評価通知、執行通知への不遵守。²⁰²

298. 我々は「[データ保護罰金ガイダンス](#)」を公表している。これには以下が定められている：

- 罰金通知発出が適切と判断される状況、および
- 課す罰金の額をどのように決定するか。²⁰³

299. データ保護手数料の支払い義務違反に対しても罰則通知を交付できる。

300. 本手続きガイドラインは、罰則通知発出の可否を決定する際に当庁が従うプロセスを説明するものである。²⁰⁴

10.1 罰金通知発出の意向通知

301. 罰則通知を発出する前に、受領者に対して罰金を科す意向があることを通知するため、書面による通知を行うことが義務付けられている。²⁰⁵

302. 罰則通知発出の意思通知には以下を含める必要がある：

- 罰則通知の対象となる者の氏名及び住所；²⁰⁶
- 罰則通知を交付しようとする理由、²⁰⁷ これには、申し立てられた違反の事情の説明²⁰⁸ および、該当する場合、関連する個人データの性質²⁰⁹ が含まれる。
- 提案する罰金の額を示すもの。これには考慮すべき加重要因または軽減要因を含む。²¹⁰

303. 我々は、罰則適用意向通知を発出する決定を行う際に依拠する情報を、管理責任者または処理者から入手している可能性が高い。当該情報は、自発的に提供されたか、あるいは我々の情報収集権限

²⁰²2018 年データ保護法 第 155 条第 1 項。

²⁰³ICO、[データ保護罰金ガイダンス](#)、2024 年 3 月。

²⁰⁴また、2018 年データ保護法第 160 条(7)(b)及び(d)に基づき公表が義務付けられているガイダンスも定めている。これは、口頭による陳述を認めることが適切と考える状況、及び罰則通知に従わない場合の対応方法を決定する手順に関するものである。

²⁰⁵2018 年データ保護法（DPA 2018）第 16 表第 2 条第 1 項。

²⁰⁶2018 年データ保護法第 16 号別表第 3 条第 1 項(a)。

²⁰⁷2018 年データ保護法（DPA）第 16 表第 3 条第 1 項(b)

²⁰⁸2018 年データ保護法（DPA）第 16 表第 3 条第 2 項(a)

²⁰⁹2018 年データ保護法 別表 16 第 3 条第 2 項(b)

²¹⁰第 3 条第 1 項(c)、2018 年データ保護法別表 16。

(第 4.1 条「情報通知」及び第 4.2 条「評価通知」参照) を用いて取得したものである。罰則適用意向通知は、関連する場合、管理責任者または処理者から提供された情報を参照する。

304. 調査の一環として、専門家、申立人、データ主体、その他の規制機関（英国内外を問わず）といった第三者からも情報を入手する場合がある。その場合、関連する情報については意向通知に記載し、通知に含まれていない情報については、管理責任者または処理責任者にアクセス権を付与する。この資料には、我々が暫定的な調査結果を導く際に依拠した情報、及び我々の見解において当該調査結果を弱体化させる可能性のある資料が含まれる場合がある。機密保持上の考慮事項を条件として、意向通知に含まれていない第三者からの関連情報については、意向通知の付属文書または添付書類束のいずれかでその写しを提供する。これは開示する情報の性質と量によって決まる。
305. 一般的に、我々は罰則通知を発出する意向通知を行った際、これを公表しない。ただし、公共の利益にかなうと判断した場合、例えば公衆の懸念や憶測に対応するため、あるいは適切な措置を講じていることを保証するため、当庁のウェブサイトにて声明を掲載する形で公表することがある。また、報道発表を行い、メディアに説明を行う場合もある。
306. 我々は、管理者または処理者との間で声明文の文言について合意しない。公表前に声明文の文言を提供し、事実誤認についてコメントする機会、または機密性に関する意見表明の機会を与える。声明文では、現段階での我々の見解は暫定的なものであり、管理者または処理者からの意見表明の対象となることを明記している。
307. 罰金通知発出予告通知自体は暫定的な決定であり、対象者が意見を述べる機会を得ていないため、公表しない。

10.2 罰則通知発出の意向通知に対する意見表明

308. 意向通知を発出する際、我々は通知対象者に対し、罰則通知発出の意図について書面による意見表明を行う権利があること、及び意見表明の提出期限を明示するよう義務付けられている。²¹¹ 我々は管理責任者または処理責任者に対し、意見表明を行うための最低 21 暦日の期間をプロバイダが提供することが義務付けられている。²¹²
309. 書面による意見提出の期限は、罰則通知発出の意思表示通知に明記される。この期限は、個々の事情（意思表示通知の内容や当方が依拠した情報の量など）に基づき、ケースバイケースで設定される。通常、意向通知受領後 4 週間以内の回答を求める。該当する場合、受領者は非機密版意見書と、当該情報を機密扱いとする正当な理由の説明を併せて提出すべきである。非機密版は機密回答と同時に、または可能な限り速やかに提出すること。
310. 管理責任者または処理責任者は、意向通知への回答を提出する義務を負わない。期限までに回答が得られない場合、当該事業者は意見表明を希望しないとみなされ、罰則通知発出の可否判断に進む。

²¹¹211 2018 年データ保護法（DPA）第 16 表第 3 条第 3 項。

²¹²第 3 条第 4 項、2018 年データ保護法（DPA）第 16 号別表。

311. 管理者または処理者は、意向通知受領後、期限延長の要請を可能な限り速やかに行うべきである。その要請には延長が必要な理由を説明しなければならない。書面による意見表明の期限延長要請は、一般的に以下の場合にのみ受理する：
- 延長を認めるべき強い理由がある場合
 - 延長が調査を不当に遅延させないこと。特に、意向通知から6か月以内、またはその後合理的に可能な限り速やかに罰則通知を発出する要件を考慮する。
312. また、意向通知の受領者に対し、口頭による意見陳述の機会を提供することが適切かどうかを検討する。各事案の具体的な状況に応じて裁量を行使するが、一般的に、罰則通知を課す意向通知の受領者には口頭意見陳述の機会を提供する。
313. その場合、意向通知には、通知の受領者が口頭陳述を行うことができる旨を記載し、その手配及び管理責任者または処理責任者が陳述を行うべき時間または期間を明記する。²¹³ 口頭陳述は、下記の手続きに従い、単一の口頭聴聞会において行うよう手配する。

10.3 口頭聴聞の手続き

314. 我々は、管理責任者または処理責任者が口頭聴聞会に出席する機会を利用することを推奨するが、最終的な判断は管理責任者または処理責任者に委ねられる。管理責任者または処理責任者は、書面による意見提出の前または提出時に、出席の意思を明確に示すべきである。
315. 管理責任者または処理責任者は、口頭陳述の提示を支援するため、法律顧問その他の助言者を口頭審問に同伴することができる。ただし、出席者数については当方が合理的な制限を設ける場合がある。なお、法律顧問その他の助言者の同伴は認められるものの、組織内の上級職員、取締役その他の意思決定者が出席し、口頭陳述の提示に積極的に参加することを期待する。
316. 特に参加者が英国国外に所在する場合、オンラインまたはハイブリッド形式での口頭聴聞の実施要請を検討する。日程設定については可能な限り柔軟に対応する。ただし、管理責任者または処理責任者は他の業務よりも出席を優先すべきである。管理責任者または処理責任者の職員・代表者の欠席が調査遅延のリスクとなる場合、当該者不在での審理実施を要求するか、口頭審理の開催を取り消すことがある。
317. 口頭聴聞は、調査実施意向通知に対する書面意見提出期限後に開催される。出席者は、上級管理責任者、ICO 委任制度に基づく権限委譲を受けた決定者、案件チームメンバー（ICO 内各部門を代表する可能性がある）、ICO 法務部代表者である。口頭聴聞は上級管理責任者または他の ICO 上級職員が議長を務める。
318. 集中した生産的な審理を促進するため、管理責任者または処理責任者に対し、口頭陳述で重点的に取り上げる事項について事前に示すよう求める場合がある。可能な限り、口頭審理の議題を管理責任者または処理責任者と事前に合意する。議題には通常、以下の項目に合理的な時間を割り当てる：
- 議長による開会挨拶及び予備事項の協議；
 - 管理者または処理者による口頭陳述の提示；

²¹³第3条第5項、2018年データ保護法別表16。

- 管理責任者または処理責任者が書面および口頭陳述で提起した点に関する当方の質問；および
- 事案の今後の手順に関する説明。

319. 口頭聴聞は、管理責任者または処理責任者が書面陳述で示した、当該事案において特に重要な問題を強調する機会を提供する。また必要に応じて、書面陳述で示した詳細事項を明確化する有益な機会となり得る。口頭聴聞で提起する論点は、書面陳述の一部として既に提出済みの事項に限定すべきである。
320. 口頭審問中、ICO 出席者は管理者または処理者の書面または口頭による陳述について質問を行うことがある。口頭審問中の質問に対して管理者または処理者が完全な回答を提供することは、我々にとって有益であり、調査の進捗を促進する可能性が高い。ただし、口頭審問における質問への回答義務はない。また、管理責任者または処理責任者は、口頭審問後に ICO の質問に対して書面で回答することも可能である。口頭審問後に書面で回答する意向を示した場合、担当チームは質問事項を書面で提示し、適切な回答期限を設定する。
321. 我々は口頭審理の詳細な記録を作成する。その後、これを管理責任者または処理責任者と共有する。記録の正確性を確認し、必要に応じて機密情報を特定するよう求める。記録の正確性に同意しない場合、追加提出書類により自らの立場と異議の理由を説明できる。我々はこれらの点を考慮するが、記録内の不正確さを修正する目的でのみ変更を加える。

10.4 罰金通知発出

322. ICO 委任制度に基づき権限を委任された意思決定者（上級管理職リーダーを除く）が、必要に応じて ICO 内の他の上級職員と協議の上、罰金通知の交付を決定する。彼らは、データ保護法違反が確率の均衡に基づき立証される十分な証拠が存在し、罰金の賦課が適切であるかどうかを検討する。適切と判断した場合、賦課する罰金の額も決定する。
323. その決定を下す前に、決定者は、意向通知に対する管理者または処理者による口頭または書面による陳述を慎重に検討する。また、当社の[データ保護罰金ガイダンス](#)も考慮に入れる。決定時には、ケースチームによる支援を受け、ICO 法務サービスの代表者から法的助言を得る。口頭または書面による陳述の提出期限が意向通知に明記されている場合、その期限前に罰金通知を発出することはない。²¹⁴
324. 場合によっては、最終決定の根拠とするため、意向通知発出後に追加情報を収集することがある。特に財務情報の提供を求める場合が含まれる。意向通知発出から 6 か月以内、またはその後合理的に可能な限り速やかに最終罰則通知を発出する義務があるため、調査のこの段階では情報通知、必要に応じて緊急情報通知を用いて必要な情報を取得する可能性が高い。
325. 我々は、意向通知発出から 6 か月以内、またはその後合理的に可能な限り速やかに、管理者または処理者に対して罰則通知、もしくは通知を行わない旨の書面による確認を交付しなければならない。²¹⁵
326. 特定の状況下では、罰則通知の確定及び交付、あるいは交付しない旨の確認に 6 ヶ月以上を要する場合がある。例えば、以下の場合が該当する可能性がある：

²¹⁴第 4 条第 1 項、2018 年データ保護法別表 16。

²¹⁵第 4 項(A2)、2018 年データ保護法（DPA）別表 16。

- 管理者または処理者が、書面または口頭による意見表明の提出、あるいは意見表明後の情報提供要請への対応において遅延を生じさせた場合。
- 管理責任者または処理責任者が、意向通知への対応として提出した書面または口頭による意見陳述において新たな問題を提起した、または新たな情報を提供した場合。
- 調査対象事項に影響を与える状況に重大な変化が生じた場合、または最終決定に影響を与える重要な外部要因が存在する場合。
- 意見表明の受理後の最終決定には、通常よりも多くの時間を要する複数または複雑な問題の検討が必要となる場合。

327. 罰則通知の確定及び交付に 6 ヶ月を超える期間を要する場合、6 ヶ月期間満了前に可能な限り速やかに、管理者または処理者に書面で通知する。また、最終決定の見込み時期についても示す。

328. 書面及び口頭による意見陳述、並びに取得したその他の追加情報を考慮した結果、決定権者が「データ管理者または処理者がデータ保護法に違反したと、蓋然性の均衡に基づいて認定するのに十分な証拠がない」と判断した場合、当該案件を終了させるか、他の手段で問題を解決する（第 6 節「調査結果の決定」参照）。

329. 罰則通知を課す決定をした場合、最終通知には以下を記載する：

- 対象となる管理者または処理者の名称および住所；
- 管理責任者または処理責任者に対して発出した事前通知の詳細；
- 管理責任者または処理責任者が意向通知に対して口頭または書面による意見表明を行ったか否かの確認；
- 罰金を科す理由（違反内容の説明、該当する場合は関連する個人データの性質を含む）²¹⁶；
- 罰金額の根拠（考慮した加重要因・軽減要因の詳細を含む）；
- 管理責任者または処理責任者が罰金を支払う方法の詳細；
- 管理責任者または処理責任者が罰則通知に対して異議申し立てを行う権利に関する詳細；および
- 管理責任者または処理責任者に罰金の支払いを強制するために当方が行使できる執行権限の詳細。²¹⁷

330. 罰金通知には、管理責任者または処理責任者が罰金を支払う期限も明記される。²¹⁸ この期限は、通知を交付した日から 28 日以上経過した日とする。²¹⁹

²¹⁶ 第 5 条第 2 項、2018 年データ保護法（DPA）第 16 号別表。

²¹⁷ 2018 年データ保護法（DPA）第 16 表第 5 条第 1 項。

²¹⁸ 第 6 条第 1 項、2018 年データ保護法別表 16。

²¹⁹ 2018 年データ保護法（DPA）第 16 表第 6 条第 2 項。

331. 罰則通知の受領者は、当該通知を審判所に不服申し立てできる。また、通知自体に対する不服申し立ての有無にかかわらず、罰則通知に記載された罰金額について審判所に不服申し立てすることもできる。²²⁰

10.5 罰則通知の公表

332. 我々は罰則通知を発出した際、ウェブサイトにて声明を掲載して公表する。また報道発表を行い、メディアに説明を行う可能性が高い。声明文の内容について、管理者または処理者と事前に調整することはない。ただし公表前に声明文を提示し、事実誤認への指摘や機密性に関する意見表明の機会を与える。
333. 公表と同時に、または可能な限り速やかに、罰則通知の非機密版を当庁のウェブサイトに掲載する。罰則通知の掲載を遅らせることで、通知に含まれる可能性のある機密情報について、受領者から意見を求める機会を確保する（5.3 機密情報の取り扱い参照）。
334. 場合によっては、罰則通知の交付を公表しない、またはその写しを公開しない判断を下すことがある。例えば、公表がデータ主体に重大な悪影響を及ぼす場合や、匿名化や黒塗り処理では解決できない国家安全保障・防衛上の懸念がある場合などが該当する。

10.6 罰則通知の変更と取消し

335. 罰則通知を交付した後、管理責任者または処理責任者に対して書面による通知（「罰則変更通知」）を交付することにより、罰金の額を変更することがある。²²¹
336. 罰金変更通知には、関連する罰金通知と、当該罰金の変更内容が明記される。²²² 罰金変更通知を用いて、罰金支払期限の短縮、支払額の増額、または当該通知の交付先である管理者または処理者にとって不利益となる方法で関連罰金通知を変更することはできない。²²³
337. 稀に、罰金水準を管理責任者または処理責任者が既に支払った金額より引き下げる罰金変更通知を发出する場合がある。その際は、過剰に支払われた金額を返還する。²²⁴
338. また、必要に応じて、当該通知を受けた管理者または処理者に対して書面による通知を行うことにより、罰金通知を取り消すことができる。²²⁵ 罰金通知を取り消した場合、同一の違反行為について別の罰金通知を发出することはできず、取り消された罰金通知に基づき既に支払われた金額は全額返還する。²²⁶
339. 罰則変更通知を受けた管理責任者または処理責任者は、罰則通知に対して異議申し立ての有無にかかわらず、指定された罰則額について審判所に異議申し立てを行うことができる。²²⁷

²²⁰2018年データ保護法第162条第1項及び第3項。さらに第12条「不服申し立ての権利」を参照のこと。

²²¹2018年データ保護法第16号別表第7条第1項。

²²²2018年データ保護法第16号別表第7条第2項。

²²³2018年データ保護法第16表第7条第3項。

²²⁴2018年データ保護法第16号別表第7条第4項。

²²⁵2018年データ保護法（DPA）第16表第8条第1項。

²²⁶2018年データ保護法（DPA）第16表第8条第2項。

²²⁷2018年データ保護法（DPA）第162条第1項及び第3項。さらに第12条「不服申し立ての権利」を参照せよ。

10.7 罰金の回収

340. 我々が罰金通知を交付した後、管理者または処理者が罰金を支払わない場合、我々は罰金の回収措置を取る。例えば、罰金支払義務を強制する命令を裁判所に申請する。²²⁸ また、会社の清算手続きの申立て、個人の破産申立てを行うこともできる。さらに、積極的な債権者として破産手続きに参加し、必要に応じて破産管財局などの外部機関と情報を共有し協力する。

341. 以下の条件を満たすまで、当該命令の申請はできない：

- 罰金通知に記載された支払期限が経過していること；²²⁹ または
- 管理者または処理者が罰金通知、罰金額、または関連する罰金変更通知に対して異議申し立てを行った場合、その異議申し立て手続きが決定されるか終了するまで。²³⁰

342. 適切な場合には、管理責任者または処理責任者に対し、罰金の支払期限の延長または分割払いの許可をプロバイダが認めることがある。²³¹

²²⁸2018年データ保護法（DPA）第16表第9条第2項から第4項。

²²⁹2018年データ保護法（DPA）第16表第9条第1項(a)号。

²³⁰2018年データ保護法（DPA）第16表第9条第1項(b)から(d)まで。

²³¹参照：[ICOの罰金回収活動](#)。

11 和解手続き

343. 場合によっては、調査を和解で解決することが適切であると判断することがある。和解とは、調査対象の管理者または処理者がデータ保護法違反を認め、残りの調査を簡略化された行政手続きで進めることに同意する任意の手続きである。この場合、事案の早期解決と、管理者または処理者が裁判機関への罰金通知の異議申し立てを行わないことを含め、関連する資源節約を考慮し、管理者または処理者に対して減額された罰金を科す。
344. 調査対象の管理者または処理者は、和解手続きに入る義務も、協議を開始した場合に和解に合意する義務も一切負わない。特に、管理者または処理者が和解協議に入らない決定、あるいは和解手続きから撤退する決定を、当庁への協力義務違反とは見なさない。²³²和解の決定は我々の裁量によるものであり、本ガイダンスに定める和解手続きは、適切と判断した場合に他の手段で調査を解決することを妨げるものではない（第 6.1 項「優先順位に基づく調査終了または他の手段による問題解決」参照）。

11.1 和解が適切な場合

345. 我々は、罰則通知発出の意向通知を行う十分な根拠があると判断した場合、疑わしい違反行為に関するあらゆる調査において和解が適切であると考慮する可能性がある。これは本ガイダンスに定めるプロセスに従い、我々の「データ保護罰金ガイダンス」を考慮したものである。我々は、意向通知発出の前後いずれにおいても、和解が適切であると判断する可能性がある。
346. 和解協議の開始または事案の和解に関する我々の決定は、完全に我々の裁量によるものである。いかなる管理者または処理者も、我々に和解協議の開始または事案の和解を要求する権利を有さず、また我々にそのような義務は生じない。
347. 和解協議の開始可否は、以下の点を考慮し、事案ごとに判断する：
- 罰則通知を発出するのに十分な証拠があるか否か；
 - 手続き上の効率化と資源節約の見込み
 - 合理的な期間内に事案が解決される可能性；および
 - 関連事項への影響の有無。
348. 合理的な期間内に和解が成立する可能性を検討する際には、罰則通知を発出するために必要な 6 か月間の期間を考慮する。和解の意思通知を発出した後、それが事案の結末を遅延させる可能性があるかと判断した場合、和解に応じる可能性は低い。
349. 当社は、以下のような様々な理由から、事案が和解に適さないと判断する場合がある：
- 公共政策上の理由（例：違反行為による人的被害が甚大である場合、または故意に違反が行われた証拠がある場合）；
 - 調査過程における管理者または処理者の態度・行動の結果（例：妨害的であった、または協力しなかった場合）；または

²³²英国 GDPR 第 31 条及び 2018 年データ保護法第 63 条を参照。

- 管理責任者または処理責任者から示された和解の意思が調査の遅い段階になってからである場合、または和解による資源節約効果が限定的であると我々が判断した場合。

11.2 事案の和解に関する要件

350. 我々が和解に合意する前に、管理責任者または処理責任者には最低限以下のことを求める：

- 侵害行為の性質、範囲及び期間について認めること。侵害の範囲には、少なくとも侵害行為の重要な事実及びその法的性質が含まれる。和解の一環として、管理者または処理者は、これらの問題についてこれ以上主張しないことに同意しなければならない。
- 和解協議開始日をもって、違反行為を直ちに中止すること（既に中止している場合は除く）。
- 違反行為に関する当方の認定内容を記載した正式な決定書が公表されることを承諾すること。和解案件では、認定内容に異議が申し立てられた案件に比べ、通常より短い決定書を発出する（第 11.4.4 項「和解プロセスの終了」参照）。
- 以下の事項を確認すること：
 - 和解手続きの一環として決定される罰金額を支払うこと（第 11.3 条「和解による減額措置」参照）。減額幅は、当方が意向通知を発出する前か後かで異なる。
 - 最終的な罰則通知で課す違反認定や罰金額について、後日異議申し立てや異議申し立てを行わないこと。
 - データ保護法規制の関連規定を遵守し、または違反の結果を是正するために必要な措置を講じる。

351. また、我々は、事案を効率的に解決するという目的を達成するため、管理者または処理者に簡素化された意思決定プロセスを受け入れることを求める。これは、和解手続きが開始された段階に応じて、本ガイドラインを考慮し、事案ごとに判断する。状況によっては、管理者または処理者が以下に同意することが求められる場合がある：

- 意向通知を受け取らないこと；
- 書面による意見表明を行わないこと（明白な事実誤認に関するものを除く）；および
- 口頭審理において意見陳述の機会を持たないこと。

352. 状況によっては、和解の追加前提条件を定める場合がある。例えば、関連事項の調査への協力、コンプライアンス改善措置の実施、被害者への損害賠償や苦痛への補償の実施への同意などを要求することがある。

353. 管理責任者または処理責任者の和解決定は任意であり、和解の要件と結果を完全に理解した上で行うべきである。管理責任者または処理責任者は、和解の要件を文書で承諾することを確認する前であれば、いつでも和解協議から撤退できる。

11.3 事案和解による割引適用

354. 和解手続きが成功裏に終了した場合、罰金通知には和解割引が適用された罰金額が記載される。和解割引は、データ保護罰金ガイドラインを考慮して罰金額を算定した後に適用される。

355. 適用される割引のレベルは、管理責任者または処理責任者が和解協議に入る調査の段階によって異なる。和解手続きが早期に開始されるほど、資源節約効果の増大を反映して適用される和解割引のレベルは高くなる。
356. 和解割引は事案ごとに個別に判断され、以下の最大額を上限とする：
- 当庁が意向通知を交付する前に和解が成立した場合：40%
 - 意向通知後、書面による意見提出受領前に和解した場合：30%
 - 調査開始通知後かつ書面による意見提出受領後に和解が成立した場合：20%
357. 管理者または処理者による遅延で和解手続きが迅速に進んでいないと懸念される場合、または手続きへの十分な協力が得られていないと判断した場合、我々は手続きを終了させるか、割引率を削減する（要した時間と資源の投入量に基づく）ことを決定する可能性がある。その場合、決定前に管理者または処理者に対し、その意向を通知する。
358. 和解による割引は、当社の「データ保護罰金ガイダンス」に基づく減輕・加重要因の検討とは別個に適用される。罰金額設定プロセスの最終段階で、他の全ての要因を考慮した後に和解割引を適用する。罰金賦課の可否や金額決定において、和解協議への参加（または不参加）を加重要因・減輕要因とは見なさない。

11.4 和解協議及び事案終結の手続き

359. 調査対象者が和解協議を希望する場合、担当調査官または上級責任者に連絡して当方へ申し出るべきである。和解協議は、当方が意向通知を発出する前でも後でも開始できる。和解協議を開始する調査の段階は、適用可能な和解割引額に影響する（11.3 事案和解時の割引適用を参照）。
360. この方法で接触を受けた後、我々が当該事案が和解に適していると判断した場合、調査対象者にこれを確認し、和解協議を開始する。意向通知発出前に和解協議が開始された場合、ICO 委任制度に基づき権限を委任された意思決定者（上級管理責任者を除く）が、必要に応じて ICO の他の上級職員と協議の上、和解の可否を決定する。罰則通知発出の意向通知発出後に和解協議が開始された場合、意向通知発出を決定した意思決定者が和解の可否を決定する。
361. 和解協議にはスケジュールを設定する。これは、簡素化された手続きから得られる手続き的・資源的効率化という目標を達成するために重要である。
- このスケジュールは固定された期間ではなく、各事案の事情（和解協議の開始時期や調査の進捗状況など）によって異なる。

11.4.1 意向通知前の和解

362. 意向通知前に和解協議を開始する場合、調査対象者に対し、我々が手続きを進める根拠を明記した事実関係説明書を提示する。併せて以下の事項を示す：
- 課すことを考えている罰金の水準
 - データ保護罰金ガイドラインに基づく罰金額の算定方法
 - 和解割引の適用幅の見込み

363. 管理責任者または処理責任者が当該事実説明書に基づく和解を希望する場合、当方は当該説明書に対する意見提出の機会を与える。意見は明白な事実誤認の指摘に限定される。事実修正を超える意見が提出された場合、当方は当該事案が和解に適しているか再評価する可能性がある。また、提案された罰金額および和解割引率に関する意見も受け付け、当方は決定に際しこれらを考慮する。²³³
364. 調査対象者が事実関係の説明と提案された罰金額に基づく和解に同意する用意がない場合、我々は和解手続きから撤退し、調査を継続する。これには意向通知の発出準備が含まれる場合がある。この措置は、管理責任者または処理責任者が手続きの後の段階で和解することを妨げるものではないが、その場合、和解による減額幅は小さくなる。

11.4.2 意向通知後・書面による意見提出前の和解

365. 意向通知発出後、書面による意見提出受領前に和解協議が開始された場合、当方は和解成立時に適用を検討する割引率の目安を示す。その後、管理者または処理者に対し、和解の意思表明を行う短期間の期限を設定し、意向通知における明白な事実誤認があれば指摘する機会を与える。繰り返すが、これらの指摘が事実の修正を超える場合、当該事案が和解に適しているか否かを再評価する可能性がある。また、提案された罰金額及び和解割引額に関する指摘も、決定に至る過程で考慮に入れる。

11.4.3 意向通知及び書面による意見表明後の和解

366. 管理責任者または処理責任者は、意向通知に対する書面による意見表明を行った後でも、和解プロセスへの参加を希望する意思を示すことがある。その場合、通常のプロセスに従い、罰金額を含む書面による意見表明を検討する。和解協議の開始を決定する前に、これらの意見表明を考慮に入れる。
367. 調査が最終段階にあるにもかかわらず和解協議の開始が適切と判断した場合、我々は違反行為の内容、罰金額の水準、和解割引率に関する見解を示す。
368. その後、管理者または処理者に対し、和解の意思を示すための短い期限を設定する。

11.4.4 和解プロセスの結論

369. 和解協議が成功し、管理者または処理者が和解の条件を受け入れる用意がある場合、書面による承諾を確認しなければならない。これには、違反行為の性質、範囲、期間に関する認否を含める必要がある。管理者または処理者を拘束する権限を有する上級責任者が、書面による承諾を提供しなければならない。
370. 和解協議が成功した場合、和解罰金通知発出決定は、ICO 委任制度に基づき委任された権限を持つ決定者によって行われる。必要に応じて ICO 内の他の上級職員と協議する。我々が従うプロセスは、罰金通知発出（10.4 罰金通知発出を参照）と同様である。
371. 和解プロセスが成功した後に発出する罰則通知は、調査結果が争われた場合よりも一般的に短い。調査の早い段階で和解が合意されるほど、罰則通知は短くなる傾向がある。ただし、和解事例においても、罰則通知には第 10.4 節に記載された詳細が依然として明記される。これには違反行為の説明と罰金

²³³意向通知が発出される前に事案が和解した場合、事実陳述書は 2018 年データ保護法別表 16 第 2 条第 1 項の目的上、意向通知とみなされる。

額の根拠が含まれる。罰金通知には、当該事案が和解に至った事実と、和解割引の詳細も記載される。

11.5 和解手続きからの離脱

372. 管理者または処理者は、いつでも和解協議から離脱することができる。我々もまた、自らの裁量によりいつでも和解協議を終了することを選択できる。我々は協議終了の意思を管理者または処理者に事前に通知し、和解プロセスからの離脱を決定する前に、その者に意見を述べる機会を与える。
373. 和解協議が不調に終わった場合、我々は通常の手続きに従い調査を継続するが、罰金通知発出可否に関する最終決定権限を委任された、ICO 委任制度に基づく別の決定者が担当する。管理責任者または処理責任者が和解協議に参加し合意に至らなかった事実は、我々が講じる執行措置を評価する上で、軽減要因または加重要因とはみなさない。和解協議の内容は、協議終了後に任命される新たな決定権者に開示されない。ただし、新たな決定権者は和解の可能性が協議された事実を認識する場合がある。
374. 和解協議は「無害」ではなく公開の場で実施される。したがって、和解協議が不調に終わった場合でも、管理責任者または処理責任者が協議中に提供した文書や情報は、既存または新たな規制措置において利用される可能性がある。

11.6 和解中または和解後の公表

375. 我々は、和解協議が行われている事実、または協議が不調に終わった事実について、公にコメントしない。同様に、管理者または処理者は、我々の事前の書面による承認なしに、和解協議の内容、または協議が行われた事実を第三者に開示してはならない。
376. 和解協議が成功し、当社が罰則通知を発出した場合、第 10.5 項「罰則通知の公表」に記載された状況について公表し、同様の手続きを遵守する。

12 異議申し立ての権利

377. 情報通知、査定通知、執行通知、罰則通知または罰則変更通知を受けた管理者または処理者は、審判所に異議申し立てする権利を有する。²³⁴
378. 異議申し立ての実務と手続きは第一審裁判所規則に定められている。²³⁵ 通知受領者は、通知送付日から 28 日以内に異議申し立てを開始しなければならない。²³⁶ 異議申し立てにおける立証責任は異議申し立て人に帰属する。²³⁷
379. 審判所は、異議申し立てを決定するにあたり、通知または決定の根拠となった事実認定を審査することができる。²³⁸
380. 審判所は、以下のいずれかを認めた場合、異議申し立てを認めるか、または長官が下すことができた別の通知または決定に差し替える。
- 異議申し立ての対象となる通知または決定が法令に適合していない場合、または
 - 当該通知または決定が委員の裁量行使を伴うものであった場合、委員は裁量権を異なる方法で行使すべきであったと認められる場合。²³⁹
381. それ以外の場合には、審判所は異議申し立てを棄却しなければならない。²⁴⁰
382. 情報通知、査定通知または執行通知に「緊急性に関する声明」が含まれる場合、²⁴¹ 受領者は裁判所に対し、²⁴² 以下のいずれか、または両方を申請できる：
- 通知の要件の一部または全部に関する緊急性声明の適用除外；および
 - 通知に従うべき期限または期間の変更を求めること。²⁴³
383. 裁判所による当該申請の決定は最終的なものである。²⁴⁴
384. 管理者、処理者及びその他関係者（当該事項に十分な利害関係を有するプロバイダに限る）は、当方が行うその他の決定（警告や戒告の付与など）について司法審査により異議を申し立てることができる。

²³⁴2018 年データ保護法第 162 条第 1 項。

²³⁵[2009 年裁判所（第一審裁判所）（一般規制部）規則第 22 条](#)

²³⁶2009 年裁判所（第一審裁判所）（一般規制部）規則第 22 条(1)(b)

²³⁷[Doorstep Dispensaree Limited 対 情報コミッショナー事案](#) [2024] EWCA Civ 1515、39～41 項を参照せよ。

²³⁸2018 年データ保護法第 163 条(2)。

²³⁹2018 年データ保護法第 163 条(3)。

²⁴⁰2018 年データ保護法第 163 条第 4 項。

²⁴¹情報通知に関しては、2018 年 DPA 第 142 条(7)(a)に基づく声明。査定通知に関しては、2018 年 DPA 第 146 条(8)(a)または(9)(d)に基づく声明。執行通知に関しては、2018 年 DPA 第 150 条(8)(a)に基づく声明。

²⁴²2018 年データ保護法第 164 条（緊急通知に関する申請）により裁判所に付与された管轄権は、高等裁判所、またはスコットランドにおいてはセッションズ裁判所のみが行使できる（2018 年データ保護法第 180 条(5)）。

²⁴³2018 年データ保護法第 164 条(2)。

²⁴⁴2018 年データ保護法第 164 条(4)。